

事務連絡
令和3年4月16日

厚生労働大臣認可 $\left(\begin{array}{c} \text{水道事業者} \\ \text{水道用水供給事業者} \end{array} \right)$ 担当者 殿

都道府県水道行政主管部（局） 担当者 殿

厚生労働省
医薬・生活衛生局水道課

厚生労働省インフラ長寿命化計画（行動計画）の更新について

水道行政の推進につきまして、平素よりご尽力及びご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

厚生労働省では、各インフラの管理者によるインフラの戦略的な維持管理・更新等を推進するため、インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議において決定されたインフラ長寿命化基本計画（平成25年11月）【別添1】を受け、厚生労働省インフラ長寿命化計画（行動計画）（平成27年3月31日）を策定し、水道施設に関する中期的な取組の方向性を明らかにするとともに、「インフラ長寿命化計画（行動計画）等の策定について」（平成27年4月22日厚生労働省健康局水道課事務連絡）により、水道事業者及び水道用水供給事業者（以下「水道事業者等」という。）に対し、両計画に基づいた適切な対応をお願いしてきたところです。

今般、厚生労働省インフラ長寿命化計画（行動計画）の計画期間が満了することから、更なるインフラ長寿命化の実現に向け、新たに令和3年度から令和7年度を計画期間とする厚生労働省インフラ長寿命化計画（行動計画）（令和3年3月31日）【別添2】に更新しました。

水道事業者等におかれましては、今後も引き続き、水道施設の管理者として、以下の留意事項も踏まえ、両計画に基づいた適切な対応をお願いします。

なお、対応の進捗状況について、今後も引き続き、フォローアップを実施することを申し添えます。

各都道府県水道行政担当部（局）におかれましては、貴管下の都道府県認可の水道事業者等へ周知いただきますようお願いいたします。

【留意事項】

(1) 行動計画※1・個別施設計画※2の策定・更新 ※1 インフラ長寿命化計画、※2 個別施設毎の長寿命化計画

- 「インフラ長寿命化計画（行動計画）等の策定について」（平成27年4月22日厚生労働省健康局水道課事務連絡）に示す留意事項を参照のうえ、特に、個別施設計画が未策定の水道事業者等におかれましては、早急に策定していただきますようお願いします。
- なお、すでに策定している水道事業ビジョン等をもって同種・類似の計画と見なすことができる場合、当該計画をもって個別施設計画に代えることができます。
- 厚生労働省では、個別施設計画の策定・見直し・充実化の促進を目的として、個別施設計画の主たる内容を見える化し、個別施設計画策定のためのマニュアル・ガイドライン等とともに、以下のウェブサイトにて公表しています。

(2) 行動計画・個別施設計画に基づく取り組み

- 行動計画や個別施設計画に基づく取組の一部は、経済財政諮問会議において決定された新経済・財政再生計画 改革工程表2020（令和2年12月18日）【別添3】の中でKPI（成果指標）や具体的な実施時期が示されていることも踏まえ、各水道事業者におかれましては、策定した行動計画・個別施設計画に基づき、所管する水道施設に対し、適切に点検を含む維持・修繕の措置がなされるよう取り組むとともに、更新の機会を捉えた施設のダウンサイジング・統廃合・再配置・共同化などにも取り組んでいただきますようお願いいたします。

(参考)

- ・ 「インフラ長寿命化計画（行動計画）等の策定について」
（平成27年4月22日厚生労働省健康局水道課事務連絡）
<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-10900000-Kenkoukyoku/0000087523.pdf>
- ・ 厚生労働省インフラ長寿命化計画（行動計画）ウェブサイト
<https://www.mhlw.go.jp/topics/2015/04/tp0416-01.html>
- ・ 個別施設計画の策定状況 一覧表（令和2年3月31日時点）
（都道府県水道行政主管部（局）宛て別途送付）

(連絡先)

厚生労働省 医薬・生活衛生局 水道課

担 当：山下、池田、塚越

電 話：03-3595-2368（直通）

E-mail：suidougijutsu@mhlw.go.jp

インフラ長寿命化基本計画

平成 2 5 年 1 1 月

インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議

目 次

I . はじめに	1
II . 目指すべき姿	2
III . 基本的な考え方	3
IV . インフラ長寿命化計画等の策定	5
V . 必要施策の方向性	8
VI . 国と地方公共団体の役割	1 6
VII . 産学界の役割	1 7
VIII . その他	1 8
(別添) ロードマップ	1 9

I. はじめに

国民生活やあらゆる社会経済活動は、道路・鉄道・港湾・空港等の産業基盤や上下水道・公園・学校等の生活基盤、治山治水といった国土保全のための基盤、その他の国土、都市や農山漁村を形成するインフラによって支えられている。

我が国では、昭和39年に開催された東京オリンピックと同時期に整備された首都高速1号線など、高度成長期以降に集中的に整備されたインフラが今後一斉に高齢化する。例えば、今後20年で、建設後50年以上経過する道路橋（橋長2m以上）の割合は現在の約16%から約65%となるなど、高齢化の割合は加速度的に増加する。

これらのインフラの中には、建設年度や構造形式等の施設諸元や、劣化や損傷等の老朽化の進展状況など、維持管理に必要な情報が不明な施設も多く存在している。また、維持管理に係る基準やマニュアル等は管理者間でばらつきが存在するほか、国・地方を通じ職員定数の削減が進む中、地方公共団体の中には維持管理を担当する技術職員が不在、若しくは不足している団体も存在するなど、制度や体制についても、我が国全体として十分とは言えないという指摘もある。このような現状に至った背景には、戦後、短時間で集中的にインフラ整備を進める必要があったことや、経年劣化や疲労等に伴う損傷はその進行速度が遅く、問題が顕在化するまでに長期間を要するため必要な措置が講じられてこなかったことなどが考えられ、一刻も早く取組を開始する必要がある。

一方、インフラ長寿命化に資する新技術の研究開発・実証やその導入も重要であり、国として戦略的に推進していく必要がある。センサーやロボット、非破壊検査技術等、劣化や損傷状況等の様々な情報を把握・蓄積・活用する技術は、研究機関や産業界を中心に開発が進められており、これらを維持管理に活用することで、インフラの安全性・信頼性や業務の効率性の向上等が図られることが期待される。

今後、約800兆円に及ぶインフラストックの高齢化に的確に対応するとともに、首都直下地震や南海トラフ巨大地震等の大規模災害に備え、成長著しいアジアの新興国との競争に打ち勝ちながら世界の先進国として存り続けるためには、国土、都市や農山漁村を形成するあらゆる基盤を広く「インフラ」として捉え、これまで以上に戦略的に取組を進めることが重要である。

このため、国民の安全・安心を確保し、中長期的な維持管理・更新等に係るトータルコストの縮減や予算の平準化を図るとともに、維持管理・更新に係る産業（メンテナンス産業）の競争力を確保するための方向性を示すものとして、国や地方公共団体、その他民間企業等が管理するあらゆるインフラを対象に、「インフラ長寿命化基本計画（以下「基本計画」という。）」を策定し、国や地方公共団体等が一丸となってインフラの戦略的な維持管理・更新等を推進する。

Ⅱ. 目指すべき姿

戦略的な維持管理・更新等が行われた将来の目指すべき姿を示すとともに、年次目標等を設定し、その達成に向けたロードマップを明らかにする。

(ロードマップは別添)

(1) 安全で強靱なインフラシステムの構築

我が国は、戦後の厳しい社会経済情勢の中、度重なる大規模災害等の経験を踏まえつつ、困難な地形条件を克服し、多様な気象条件に適応するための取組を進めてきた。その過程において、必要なインフラ整備を推進し、新技術を開発・導入することで、安全性や利便性に係るインフラの機能や建設技術の高度化が図られてきた。

今後は、これまでに整備したインフラの老朽化や、切迫する首都直下地震や南海トラフ巨大地震等の大規模災害に対応し、国民の安全・安心を確保することが求められる。

未成熟の維持管理・更新に係る技術（メンテナンス技術）の基盤強化を図り、建設から維持管理・更新に至る一連のサイクルにおいて世界最先端の技術を開発・導入するなど、将来にわたって安全で強靱なインフラを維持・確保するためのシステムを構築することで、国土の脆弱性に対応する。

〔目標〕

- ・国内の重要インフラ・老朽インフラの 20%でセンサー、ロボット、非破壊検査技術等の活用により点検・補修を高度化（2020 年頃）※
- ・新材料の実用化に目途（2020 年頃）※
- ・国内の重要インフラ・老朽インフラの全てでセンサー、ロボット、非破壊検査技術等を活用した高度で効率的な点検・補修を実施（2030 年）※
- ・老朽化に起因する重要インフラの重大事故ゼロ（2030 年）※

(2) 総合的・一体的なインフラマネジメントの実現

変化のスピードが速く、複雑化した社会経済システムの下では、既存のインフラを安全に安心して利用し続けられるようにするための取組はもとより、時代とともに変化する社会の要請に的確に対応していくことが必要である。

一方、厳しい財政状況下において人口減少や少子高齢化が進展する将来を見据えると、維持すべきインフラの機能の適正化を図るとともに、官民が連携してそれらを賢く使うなど、戦略的に維持管理・更新等を行うことが重要である。

アイデアやビジョンにとどまることなく、必要な人材の確保・育成も含め、総合的かつ一体的にインフラをマネジメントすることにより、トータルコストの縮減や予算の平準化を図り、持続可能で活力ある未来を実現する。

〔目標〕

- ・行動計画で対象とした全ての施設について個別施設毎の長寿命化計画を策定（2020 年頃）
- ・適切な点検・修繕等により行動計画で対象とした全ての施設の健全性を確保（2020 年頃）

(3) メンテナンス産業によるインフラビジネスの競争力強化

インフラの老朽化への対応は万国共通の課題である。今後、アジアの新興国などで整備されているインフラが一斉に老朽化していくことに鑑みると、その重要性は一層高まるものと考えられる。

今後は、世界最先端の技術に支えられた安全で強靱なインフラを維持・確保するシステムをインフラビジネスの柱の一つとして位置付け、メンテナンス産業として発展させることが重要である。

研究開発の推進によるイノベーションの創出や市場の整備、国際展開等の取組を通じ、メンテナンス産業において世界のフロントランナーとしての地位を築き、我が国のインフラビジネスの競争力強化を実現する。

〔目標〕

・点検・補修等のセンサー・ロボット等の世界市場の3割を獲得（2030年）※

※ 「日本再興戦略-JAPAN is BACK-」に記載されている目標値

Ⅲ. 基本的な考え方

1. インフラ機能の確実かつ効率的な確保

(1) 安全・安心の確保

国民生活や社会経済活動の基盤であるインフラは、時代とともに変化する社会の要請を踏まえつつ、利用者や第三者の安全を確保した上で、必要な機能を確実に発揮し続けることが大前提であり、そのために必要な取組を確実に推進する。

① メンテナンスサイクルの構築

インフラは、利用状況、設置された自然環境等に応じ、劣化や損傷の進行は施設毎に異なり、その状態は時々刻々と変化する。現状では、これらの変化を正確に捉え、インフラの寿命を精緻に評価することは技術的に困難であるという共通認識に立ち、インフラを構成する各施設の特性を考慮した上で、定期的な点検・診断により施設の状態を正確に把握することが重要である。

このため、点検・診断の結果に基づき、必要な対策を適切な時期に、着実かつ効率的・効果的に実施するとともに、これらの取組を通じて得られた施設の状態や対策履歴等の情報を記録し、次期点検・診断等に活用するという、「メンテナンスサイクル」を構築し、継続的に発展させていく。

② 多段階の対策

維持管理・更新に係る技術的知見やノウハウは、未だ蓄積途上である。このため、新たに得られた知見やノウハウを確実に蓄積し、それらを基に、管理水準を向上させる取組を継続していく。

一方、修繕や更新の実施時期等の判断には限界があることを考慮する必要がある。このため、劣化や損傷が直ちに利用者や第三者の被害につながるようなことがないように、施設の特性に応じて必要な多段階の対策（フェイルセーフ）を講じていく。

（２）中長期的視点に立ったコスト管理

厳しい財政状況下で必要なインフラの機能を維持していくためには、様々な工夫を凝らし、的確に維持管理・更新等を行うことで中長期的なトータルコストの縮減や予算の平準化を図る必要がある。これらを確実に実行することにより、インフラ投資の持続可能性を確保する。

① 予防保全型維持管理の導入

中長期的な維持管理・更新等に係るトータルコストを縮減し、予算を平準化していくためには、インフラの長寿命化を図り、大規模な修繕や更新をできるだけ回避することが重要である。このため、施設特性を考慮の上、安全性や経済性を踏まえつつ、損傷が軽微である早期段階に予防的な修繕等を実施することで機能の保持・回復を図る「予防保全型維持管理」の導入を推進する。

② 維持管理の容易な構造の選択等

維持管理コストは、管理水準や採用する構造・技術等によって大きく変化する。このため、新設・更新時には、維持管理が容易かつ確実に実施可能な構造を採用するほか、修繕時には、利用条件や設置環境等の各施設の特性を考慮するなど、合理的な対策を選択する。

③ 社会構造の変化や新たなニーズへの対応

今後、グローバルな都市間競争や、人口減少、少子高齢化、地球温暖化等の進展が見込まれる中、インフラに求められる役割や機能も変化していくものと考えられる。このため、老朽化対策の検討に当たっては、その時点で各施設が果たしている役割や機能を再確認した上で、その施設の必要性自体を再検討する。

その結果、必要性が認められる施設については、更新等の機会を捉えて社会経済情勢の変化に応じた質的向上や機能転換、用途変更や複合化・集約化を図る一方、必要性が認められない施設については、廃止・撤去を進めるなど、戦略的な取組を推進する。

２. メンテナンス産業の育成

一連のメンテナンスサイクルを継続し、発展させていくためには、インフラの安全性・信頼性の向上や、維持管理・更新業務の効率性の向上を図るための新技術の開発・導入が極めて重要である。このため、

産学官の連携の下、研究開発を推進し、生み出される新技術を積極的に活用することで、メンテナンス産業に係る市場の創出・拡大を図る。

これらを通じ、民間開発を活性化させ、我が国のメンテナンス技術を世界の最先端へと導くことで、世界をリードする輸出産業へと発展させる。

3. 多様な施策・主体との連携

インフラは、社会経済活動の基盤であり、インフラ相互はもとより、ソフト施策とも相まって、様々な機能を発揮する。このため、多様な施策や主体との連携により維持管理・更新等の効率化を図りつつ、その機能を最大限発揮させていく。

(1) 防災・減災対策等との連携

インフラがその機能を発揮し続けるためには、経年劣化や疲労に加え、地震動等の災害外力にも耐える必要がある。このため、修繕等の機会を捉え、インフラの防災・耐震性能や、事故に対する安全性能についても向上を図るなど、効率的・効果的な対策を推進する。

(2) 様々な主体との連携

限られた予算や人材で、安全性や利便性を維持・向上していくためには、新技術の開発・活用や、多様な主体との積極的な連携が重要である。このため、適切な役割分担の下、政府内や地方公共団体内の連携はもとより、国と地方公共団体、都道府県と市町村、官と民、地域社会等の相互連携を強化し、各々が責任を持って取組を推進する。

IV. インフラ長寿命化計画等の策定

各インフラの管理者(管理者以外の者が法令等の規定によりそのインフラの維持管理・更新等を行う場合にあつては、その者。以下同じ。)及びその者に対して指導・助言するなど当該インフラを所管する立場にある国や地方公共団体の各機関(以下「各インフラを管理・所管する者」という。)は、本基本計画に基づき、インフラの維持管理・更新等を着実に推進するための中期的な取組の方向性を明らかにする計画として、「インフラ長寿命化計画(以下「行動計画」という。)」を策定する。

さらに、各インフラの管理者は、行動計画に基づき、個別施設毎の具体的な対応方針を定める計画として、「個別施設毎の長寿命化計画(以下「個別施設計画」という。)」を策定する。

1. インフラ長寿命化計画

必要なインフラの機能を維持していくためには、メンテナンスサイクルを構築するとともに、それらを支える技術、予算、体制、制度を一体的に

整備することが必要である。

このため、各インフラを管理・所管する者は、各施設の特性や維持管理・更新等に係る取組状況等を踏まえた上で、以下に示す記載事項を基本として行動計画をできるだけ早期に策定する。

なお、各インフラを管理・所管する者が既に同種・類似の計画を策定している場合には、当分の間、当該計画をもって、行動計画の策定に代えることができるものとする。この場合において、各インフラを管理・所管する者は、本基本計画の趣旨を踏まえ、できるだけ早期に必要な見直しを行うよう努める。

[記載事項]

① 対象施設

自らが管理者である又は所管する立場にあるインフラを構成する各施設のうち、安全性、経済性や重要性の観点から、計画的な点検・診断、修繕・更新等の取組を実施する必要性が認められる全ての施設について、行動計画の対象とする。

② 計画期間

後述の「IV. 1. ④中長期的な維持管理・更新等のコストの見通し」を踏まえつつ、「IV. 1. ⑤必要施策に係る取組の方向性」で明確化する事項の実施に要する期間を考慮の上、計画期間を設定する。

なお、取組の進捗状況、情報や知見の蓄積状況等を踏まえ、適宜、計画の更新を実施することで、取組を継続し、発展させていくものとする。

③ 対象施設の現状と課題

対象施設について、維持管理・更新等に係る取組状況（点検・診断、修繕・更新等の措置の進捗状況、維持管理・更新等に係る情報や組織体制、基準等の整備状況等）や、行動計画の策定時点で把握可能な施設の状態（建設年度、利用状況、点検・診断の結果等）等を踏まえ、維持管理・更新等に係る課題を整理する。

④ 中長期的な維持管理・更新等のコストの見通し

行動計画の策定時点で把握可能な情報に基づき、対象施設の維持管理・更新等に係る中長期的なコストの見通しを明示する。

なお、行動計画の策定時点で把握可能な情報が限定的であるなど、中長期的なコストの見通しに一定の精度が確保されず、必要施策に係る取組を検討する上で参考とすることが困難と判断される場合にあっては、必要な情報が蓄積できた段階で実施することとする。

⑤ 必要施策に係る取組の方向性

後述の「V. 必要施策の方向性」に掲げる施策のうち、「IV. 1. ③ 対象施設の現状と課題」や「IV. 1. ④ 中長期的な維持管理・更新等コストの見通し」に照らして必要性が高いと判断されるものについて、自らの取組の方向性を明確化する。

その際、「IV. 2. 個別施設毎の長寿命化計画」に基づく個別施設計画の策定方針についても明らかにする。

⑥ フォローアップ計画

「IV. 1. ⑤ 必要施策に係る取組の方向性」で明確にした取組について進捗状況を定期的に把握するなど、行動計画を継続し、発展させるための取組について明記する。

2. 個別施設毎の長寿命化計画

各インフラの管理者は、各施設の特性や維持管理・更新等に係る取組状況等を踏まえつつ、以下に示す記載事項を基本として、メンテナンスサイクルの核となる個別施設計画をできるだけ早期に策定し、これに基づき戦略的な維持管理・更新等を推進する。

なお、各インフラの管理者が既に同種・類似の計画を策定している場合には、当分の間、当該計画をもって、個別施設計画の策定に代えることができるものとする。この場合において、各インフラの管理者は、本基本計画の趣旨を踏まえ、できるだけ早期に適切な見直しを行うよう努める。

〔記載事項〕

① 対象施設

行動計画において、個別施設計画を策定することとした施設を対象とする。計画の策定に当たっては、各施設の維持管理・更新等に係る取組状況や利用状況等に鑑み、個別施設のメンテナンスサイクルを計画的に実行する上で最も効率的・効果的と考えられる計画策定の単位（例えば、事業毎の分類（道路、下水道等）や、構造物毎の分類（橋梁、トンネル、管路等）等）を設定の上、その単位毎に計画を策定する。

② 計画期間

インフラの状態は、経年劣化や疲労等によって時々刻々と変化することから、定期点検サイクル等を考慮の上計画期間を設定し、点検結果等を踏まえ、適宜、計画を更新するものとする。

本基本計画で示す取組を通じ、知見やノウハウの蓄積を進め、計画期間の長期化を図ることで、中長期的な維持管理・更新等に係るコストの見通しの精度向上を図る。

③ 対策の優先順位の考え方

個別施設の状態（劣化・損傷の状況や要因等）の他、当該施設が果たしている役割、機能、利用状況、重要性等、対策を実施する際に考慮すべき事項を設定の上、それらに基づく優先順位の考え方を明確化する。

④ 個別施設の状態等

点検・診断によって得られた個別施設の状態について、施設毎に整理する。なお、点検・診断を未実施の施設については、点検実施時期を明記する。

また、「IV. 2. ③対策の優先順位の考え方」で明らかにした事項のうち、個別施設の状態以外の事項について、必要な情報を整理する。

⑤ 対策内容と実施時期

「IV. 2 ③対策の優先順位の考え方」及び「IV. 2. ④個別施設の状態等」を踏まえ、次回の点検・診断や修繕・更新、さらには、更新の機会を捉えた機能転換・用途変更、複合化・集約化、廃止・撤去、耐震化等の必要な対策について、講ずる措置の内容や実施時期を施設毎に整理する。

⑥ 対策費用

計画期間内に要する対策費用の概算を整理する。

V. 必要施策の方向性

「II. 目指すべき姿」の実現に向け、各インフラを管理・所管する者は、維持管理・更新等に係る取組状況や、把握している施設の状態等を踏まえ、以下に示す取組の具体化を図るとともに、それらを行動計画や個別施設計画としてとりまとめ、必要な取組を確実に実行する。

(1) 点検・診断、修繕・更新等

〔点検・診断〕

各インフラの管理者は、行動計画や個別施設計画に基づき、できるだけ早期に必要な体制を整備し、定期的な点検により劣化・損傷の程度や原因等を把握するとともに、劣化・損傷が進行する可能性や施設に与える影響等について評価（診断）を実施する。

一方、点検・診断に必要な知見やノウハウは蓄積途上であることから、維持管理・更新等に係る基準等を自ら有していない管理者は、当分の間、国が定めた基準等を参考に点検・診断を実施するものとする。その取組を継続する中で、知見やノウハウを蓄積し、必要な基準等の整備や、

一定の技術力を持った人材の確保・育成に取り組むことで、点検・診断の精度向上を図る。

また、実施に当たっては、安全性の向上やコスト縮減に配慮しつつ、新技術を積極的に活用することで、有用な新技術の開発・導入・普及を後押しする。

〔修繕・更新等〕

各インフラの管理者は、各施設の健全性や行動計画等の策定時点で果たしている役割、機能、利用状況、重要性等を踏まえ、対策の優先順位の考え方を明確にした上で、行動計画や個別施設計画に基づき、必要な修繕・更新等を効率的かつ効果的に実施する。

その際、各施設の必要性自体についても再検討し、検討の結果、必要性が認められない施設については廃止や撤去を進めるほか、必要性が認められる施設にあつては、更新等の機会を捉え、社会経済情勢の変化に応じた用途変更や集約化なども含めて対応を検討する。また、維持管理・更新等に当たり、兼用工作物や占用物件が存在する施設等については、工事内容や実施時期等について事前に十分な調整を行うなど、効率的に実施する。

さらに、安全性の向上やコスト縮減に配慮しつつ、新技術を積極的に活用することで、有用な新技術の開発・導入・普及を後押しする。

(2) 基準類の整備

各インフラを管理・所管する者は、各施設の特性を踏まえ、各々、法令や要領、基準、マニュアル等の基準類を全体として過不足なく、整合性をもって体系的に整備する必要がある。

このため、国は、各施設の特性に応じ、メンテナンスサイクルを構築し、継続、発展させる上で不可欠な事項について、各インフラの管理者の対応の指針となる基本的な考え方や、必要な基準類を策定し、各インフラの管理者に提供する。これを踏まえ、各インフラを管理・所管する者は、各施設の特性に鑑み、維持管理・更新等に必要な基準類を整備する。

また、メンテナンスサイクルの取組を通じて得られた新たな知見やノウハウは、各インフラを管理・所管する者の中で相互に共有を図り、それらを基準類に反映することで、維持管理・更新等に係る取組の更なる高度化を図る。

その際、同種・類似の施設については、各インフラを管理・所管する者の中で連携を図るほか、各施設の利用状況や重要度等に応じて点検体制や実施ルール等の管理水準を設定するなど、効率化に向けた取組も推進する。

(3) 情報基盤の整備と活用

各インフラを管理・所管する者は、メンテナンスサイクルを継続し、発展させていくため、維持管理・更新等に係る情報を収集・蓄積する。さらに、それらを分析・利活用するとともに、広く国民に発信・共有することで、取組の改善を図る。

〔収集・蓄積〕

各インフラを管理・所管する者は、建設当初の状態^{※1}、経年劣化や疲労に影響を及ぼす要因^{※2}、強度・機能の回復・向上に係る取組の履歴^{※3}、最新の状態^{※4}等について、その利活用も念頭に置きながら、情報の収集・蓄積を推進する。

※1 施設の諸元（建設時期、構造形式、施設規模、建設費用、施工者等）等

※2 利用状況、気象条件、災害履歴 等

※3 修繕・更新の履歴（対策の実施時期・内容・費用、施工者等）等

※4 点検・診断の履歴（劣化・損傷状況、健全性）等

情報の収集に当たっては、現在の手法に加え、センサーや ICT 等の新技術も活用し、情報の高度化、作業の省力化、コスト縮減を推進するとともに、得られた情報については、各インフラを管理・所管する者で相互に共有すること等を通じ、情報のビッグデータ化を図る。その際、蓄積される情報の質を確保することが重要であることから、国は、劣化・損傷レベルの判定等の判断を要する事項について、実施主体によらず一定の水準が確保されるよう、各施設の特性に応じた尺度で評価される仕組みを構築する。

さらに、情報の蓄積に当たっては、利活用が容易となるよう、国は、電子化、フォーマットの統一はもとより、既存のデータベース等を最大限活用しつつ、3次元の形状データや施設の様々な属性を一体的にわかりやすい形式で管理できるシステム（Construction Information Modeling（CIM）等）の導入や、GIS と衛星測位を活用した地理空間情報（G 空間）との統合運用についても検討し、将来的には、得られた情報を自動で解析し、修繕や更新の時期、内容を明示するシステムを構築するなど、より汎用性の高いシステムを目指す。

また、設計や施工時に作成・活用した図面等の図書や記録について、各施設の特性等も踏まえつつ、供用期間中の保存を義務付けることなどについても検討する。

〔分析・利活用〕

各インフラを管理・所管する者は、メンテナンスサイクルの発展につなげるため、以下の観点から利活用を推進する。

- ・設計・施工時に検討・把握した維持管理上の留意事項等の継承による、効果的な維持管理の実施、作業の効率化

- ・事故等が発生した場合における、同種・類似のリスクを有する施設の特定、予防的な対策の実施
- ・安全の確保や、中長期的な維持管理・更新等に係るトータルコストの縮減や予算の平準化を図る上で有効な知見・ノウハウの基準等への反映や、過去に講じた対策や新技術の導入効果の分析等による、対策の高度化
- ・インフラの資産価値の評価等、国際的な標準化の動きへの対応

〔発信・共有〕

各インフラを管理・所管する者は、インフラの維持管理・更新等の必要性や重要性に対する国民の理解を促進するとともに、老朽化が進むインフラの安全性に対する不安を払拭し、併せて、民間企業等における研究開発等の取組を促すため、必要な情報について広く発信し、共有化を図る。

国は、これらの取組が円滑かつ効率的・効果的に図られるよう、各施設の特性等を踏まえつつ、維持管理・更新等に係る各データベース等とも連携しながら、情報プラットフォームを構築するとともに、情報の取扱いのルールを明確化し、メンテナンスサイクルの取組を進める中でその改善・充実に努める。

（４）新技術の開発・導入

〔老朽化対策における技術開発・導入の重要性・必要性〕

予算の制約のある中で、インフラの老朽化対策を進め、インフラの安全性・信頼性を確保するためには、維持管理・更新等に係る費用の低減を図りつつ、目視等のこれまでの手法では確認困難であった損傷箇所等も的確に点検・診断・対処することが重要であり、そのためには、技術開発や新技術の導入を積極的に推進することが必要である。

〔技術開発・導入の方向性〕

国は、技術開発を効果的・効率的に進めるため、技術開発に対する社会ニーズと、これに関連する技術シーズを的確に把握するとともに、これらのマッチングを図る。

さらに、技術開発の成果を速やかに社会的な成果へとつなげ、メンテナンスサイクル全体の底上げを図るため、研究段階における実証実験等の実施や、実用化段階における試行の実施等について、関連する事業・施策とも連携しながら、一連の取組を円滑かつ強力で推進する。

具体的には、ICT、センサー、ロボット、非破壊検査、補修・補強、新材料等に関する技術研究開発を進め、それらを積極的に活用するとともに、既存の技術や他分野の技術についてもその有用性を認識し、有効に活用する。さらに、その結果を速やかに評価し、有用な技術に

ついて基準等に反映することで、現場への導入を加速させる。評価の結果、課題がある場合には、改善点等を明らかにし、更なる技術の改善につなげる。

(5) 予算管理

各インフラの管理者は、厳しい財政状況下においても、必要な維持管理・更新等を適切に行えるよう、新技術の導入等によりコスト縮減を図りつつ、行動計画や個別施設計画に基づき投資することで、必要予算の平準化を図る。

その際、既存インフラのみならず、今後新たに整備されるインフラも含め、総合的かつ計画的見地から維持すべきインフラの機能の適正化を図り、それらを賢く使うことで、維持管理・更新等に係るインフラ投資の効率化を図る。

また、費用や効果に関する知見の蓄積を図るとともに、人口減少・少子高齢化の進展等の社会情勢の変化等に鑑み、必要に応じて受益と負担のあり方等についても再考し、必要な取組を推進することで、投資の持続可能性を確保する。

(6) 体制の構築

全てのインフラにおいてメンテナンスサイクルを確実に実行するため、各施設の特性に応じて、人員・人材等を確保することが必要である。

① 国

国は、自らが管理・所有するインフラについて、全国各地で発生する劣化や損傷、災害等に迅速に対応するとともに、地方公共団体をはじめとする各インフラの管理者の技術力の維持・向上を図られるよう、本省と地方支分部局、更には研究機関等が、適切な役割分担の下、一体となって取組を進める体制を構築する。

その際、新技術の開発・活用や、民間等の様々な主体との連携強化を図りつつ、組織・人員の再配置を行うことで、職員の技術力の維持・向上を図る。

〔資格・研修制度等の充実〕

インフラの安全を確実に確保するためには、一定の技術的知見に基づき基準類を体系化するとともに、それらを正確に理解し、的確に実行することが不可欠である。さらに、今後、新技術の開発・導入に伴い、メンテナンス技術の高度化が期待され、それらを現場での確に活用し、最大限の効果を発揮させることが重要である。

このため、国は、維持管理・更新等に係る様々な知見やノウハウの集約を図るとともに、資格制度の充実や、外部有識者を交えた

教育・研修制度を活用するなどにより、各インフラの管理者の技術力の底上げを図る。また、高度な技術力を有する技術者から成る組織の創設等により、管理者が実施する点検・診断等を踏まえて必要となる専門的な対応を行うなど、国や地方公共団体等の管理者の違いにかかわらず、その機能を発揮させるための新たな制度についても検討する。

〔技術開発・導入を推進するための体制強化〕

技術開発・導入の重要性に鑑み、国等の研究機関の機能を強化するとともに、民間で開発された新技術や新材料等について、その普及が促進されるよう、国は、評価や認証に係る制度の充実や、標準化に向けた取組を推進する。

また、各インフラに共通する課題については、産学官や関係省庁の連携を強化し、社会ニーズ及び技術シーズを踏まえた的確な研究開発を推進する。適切な役割分担の下で、現場と一体となって取組を推進することで、分野を超えた技術の統合、融合、組合せを実現し、効果の向上を図る。

なお、具体的な取組内容等については、行動計画において研究開発、実証、導入などの各段階に対応した新技術の活用推進に係る計画を明記することで、取組を着実に推進する。

〔地方公共団体をはじめとする各インフラの管理者への支援〕

国は、自らが保有する知見やノウハウを必要とする地方公共団体をはじめとする各インフラの管理者に対し、常時相談に応じることができるよう、本省や地方支分部局、研究機関に相談窓口を設置するとともに、資格・研修制度の充実、講習会の実施等により、国が有する技術的知見やノウハウを提供する。

また、高度な技術力を要する施設の修繕・更新など、必要性が認められるものについては、国による代行制度の活用や技術者の派遣、地方公共団体等の先進事例の収集・共有等、国・都道府県・市区町村等の各インフラを管理・所管する者が相互に連携して対策を講じる仕組みを構築する。

② 地方公共団体をはじめとする各インフラの管理者

人口規模や産業構造、地形、気象条件等は地域毎に様々であり、これに呼応し、施設の種類、規模、健全性等も地域によって異なる。各インフラの管理者は、各々の置かれた状況に応じ、自らの判断により維持すべきインフラの機能を適正化し、適切な管理を行うための体制を整えることが重要である。

一方、維持管理・更新業務を担当する技術職員が不在、若しくは不足している団体も存在する等、現状の体制は必ずしも十分とは言えないとの指摘もあり、厳しい財政状況の下、インフラの老朽化が進行しているにも関わらず、維持管理・更新等の必要な対策が講じられない事態も発生する恐れがある。

このような現状を打開するためには、各インフラの管理者は自らの責務に鑑み、維持管理や更新、統廃合等を含めた取組実態を再確認するとともに、積極的に国の支援制度や民間のノウハウ、新技術等を活用しつつ、インフラの健全性の把握や、必要な対策等を進めることが必要である。

その取組を進める中で、維持管理や更新、統廃合等における課題を明確化し、組織・人員の維持管理・更新部門への適正な配置について検討するほか、インフラ全体を総合的かつ計画的に管理するための体制を組織全体で構築することが重要である。必要な技術職員がない場合には、必要とするノウハウのアウトソーシングを図るなどにより、人員・人材の両面から体制を構築することも検討していく必要がある。

③ 維持管理等の担い手

財政制約の高まりや、関係予算の縮減に伴い、維持管理等の担い手となる地域の建設産業が疲弊している。また、若年入職者の減少もあり、ノウハウや技術の継承に支障が生じ、将来の施工力の低下が懸念されている。このため、各インフラの管理者と一体となって、将来にわたってインフラの維持管理・更新等に取り組んでいけるよう、対策を講じる必要がある。

一方、地域貢献を目的とする活動に対する市民意識の高揚が見られる。限られた人材・予算で膨大なインフラの維持管理・更新等が求められる状況下、これらの積極的な活用が必要である。

○民間企業

点検・診断、修繕、更新等を実行するためには、それらを担う建設産業における人材の確保・育成及びノウハウの蓄積、技術力・技能の向上が不可欠である。加えて、維持管理・更新等に係る業務の採算性の確保に向けた取組が必要である。

このため、建設企業が維持管理・更新等の担い手となる上で不可欠な入札契約に係る諸制度の改善等を図り、適正な協力関係を構築する。

また、民間の技術やノウハウ、資金等を活用することにより、インフラの維持管理・更新等の効率化、サービスの質的向上、

財政負担の軽減が図られる事業については、PPP/PFI の積極的な活用を検討することとする。

〔入札契約制度等の改善〕

維持補修工事は、施設毎に構造形式や劣化・損傷の状況等が異なることから、新設工事と比べて多くの労力を要し、人件費や機材のコストも割高になる場合がある。また、既存の施設の中には、老朽化対策を実施する上で必要となる構造形式等の情報が保存されていない施設も存在しており、このような施設の対策実施に当たっては、目視、非破壊検査等により状態を把握した上で設計を行っているものの、施工段階において設計と現場条件が異なり、手戻りが生じるケースも発生している。

このため、現場条件に見合った適切かつ計画的な発注や、それらを実現するための入札契約制度の改善を推進する。

具体的には、工種や施工条件に応じた積算基準の見直しを図るとともに、調査・設計・施工の各段階の連携による発注や、あらかじめ工事材料等について単価を契約で定める単価・数量精算方式の活用、発注者支援のための新たな仕組みの活用など、入札契約制度の見直しを推進する。

さらに、地方公共団体等が事業の特性に応じてこれらの入札契約方式を適切に選択し運用できるよう、国が支援していく。

〔技術者・技能者の人材確保・育成〕

インフラを安全に安心して利用し続けるようにするためには、維持管理・更新等の担い手となる建設産業が持続的に発展し、将来にわたって建設企業の施工力や維持・修繕を含めた工事の品質等を確保することが不可欠である。

このため、企業にとって「ヒト・モノ・カネ」の投資に値する魅力的な環境整備を図るとともに、将来を担う技術者・技能者の確保・育成に向けた取組を推進する。

具体的には、積算基準や入札契約制度の見直しにより業務の採算性の確保を図るほか、地域や施設毎に求められる技術・技能が異なる状況に鑑み、それらの習得を地域が一体となって後押しする取組や、資格制度の充実等を推進する。

併せて、技能労働者の処遇改善を図るため、各自が保有する施工力に係る資格や研修履歴、工事経験等の情報を ICT 技術により管理・蓄積・活用する仕組みの構築を始めとした取組についても、関係者とともに検討する。

○市民団体等

各インフラを管理・所管する者は、各施設の特性等を踏まえつつ、インフラの維持管理の担い手としての役割を期待されている地域の市民団体等の活用を検討する。

活用が可能な施設にあつては、情報提供や人材・資機材の活用ルール等を明確化するなどにより、市民団体等による維持管理を推進する。

(7) 法令等の整備

各インフラを管理・所管する者が共通して取り組むべき事項や、必要な制度等については、各インフラを構成する各施設の特性等を踏まえつつ、法令等で定めることにより、その責務を明確化することが重要である。

このため、国は、基準類の体系的な整備や必要施策の制度化を検討する中で、機会を捉えて必要な法令等を整備するとともに、各インフラを管理・所管する者は、その体系の中で、自らの工夫や判断が求められる内容について、必要な基準、制度等を整備するものとする。

VI. 国と地方公共団体の役割

インフラの維持管理・更新等は、一義的に法令等に基づき、各インフラの管理者の責任の下で行われるべきものである。しかしながら、現状では、維持管理・更新等に係る体制の整備や予算の確保を自ら行うことが困難な管理者も存在しており、国等が必要な支援を実施しつつ、インフラに求められる安全や機能を確保し、国民生活や社会経済活動を支えていく必要がある。

また、技術力の向上やメンテナンス産業の発展に資する取組は、産学界との連携の下、国・地方公共団体等が一体となって推進する必要がある。

〔国の役割〕

国は、インフラの安全や求められる機能を確保する上で必要な事項を各インフラの法令等において明確化するとともに、それらの確実な実施を図るため、管理の実態等を踏まえつつ、必要な体制や制度等を構築する。自らが管理・所有するインフラについては、他の各インフラの管理者とも連携を図りつつ、効率性にも配慮しながら適切に管理する。

また、各インフラを管理・所管する者に対しては、本基本計画の考え方等に基づき、過去に整備したインフラの状態、配置、利用状況、さらには人口動態、市町村合併の進展状況、財政状況等を総合的に勘案し、各々の団体が置かれた実情に応じた行動計画及び個別施設計画を策定するよう要請する。さらに、その確実な実行に向け、各インフラの管理者に対し、

維持管理・更新等に係る体制の整備や予算の確保について必要な支援を実施する。

あわせて、維持管理・更新等を進める中で蓄積したデータやノウハウを、各インフラを管理・所管する者や産学界等と共有し、新技術の開発等のメンテナンスの高度化に向けた取組を進めるとともに、それらの成果を積極的に活用するなどにより、我が国のメンテナンス産業の発展を全面的に支援していく。

〔地方公共団体の役割〕

地方公共団体は、自らが管理・所有するインフラについて、国が構築した体制や制度等も活用し、国やその他の各インフラの管理者とも連携を図りつつ、効率性にも配慮しながら適切に管理するとともに、出資等を行っている各インフラの管理者に対し、必要に応じて行動計画及び個別施設計画の策定等を要請するなどにより、インフラの安全や必要な機能を確保することが求められる。

その際、過去に整備したインフラの状態、配置、利用状況、さらには人口動態、市町村合併の進展状況、財政状況等を総合的に勘案し、各々の団体が置かれた実情に応じて、インフラの維持管理・更新等を総合的かつ計画的に行うことが重要である。

また、データやノウハウの蓄積など、メンテナンスの高度化に向けた国の取組に協力し、国全体としての技術力の向上や、メンテナンス産業の発展に協力していくことも求められる。

VII. 産学界の役割

産業界では、これまで、様々な分野において、センサーやデータ解析などの個別の要素技術の開発・活用が進展している一方、それらをインフラの維持管理・更新等に活用する取組は始まったばかりである。

また、大学や研究機関等においても、これまで、維持管理・更新等に関する取組は個別性が高い課題との認識の下、専門分化が進んできた。その結果、主に施設分野毎、管理者毎に知識と技術が蓄積され、相互の情報共有が十分とは言えない状況にあり、今後、更なる成熟化や体系化が求められている。

このような現状を踏まえ、今後は、これまで以上に産学官の連携を図り、適切な役割分担の下、取組を進めていく必要がある。

〔「産」の役割〕

これまで産業界が自らの技術開発等の取組を通じて蓄積した知見やノウハウはもとより、今後、各インフラを管理・所管する者が取組を進める中で蓄積し、共有化を図っていく情報も最大限活用しながら、

インフラの安全性や信頼性の向上、維持管理・更新業務の効率化に資する新技術の開発が進められることが求められる。

さらに、これらの取組によって生み出される我が国の先進的なメンテナンス技術で世界の市場を開拓し、世界の最前線で活躍する人材を育成することが期待される。

〔「学」の役割〕

維持管理・更新等に係る知見やノウハウについて、これまでに蓄積された情報に加え、今後、各インフラを管理・所管する者により蓄積、共有化が図られる情報を含め、体系化が図られることが求められる。

その中で、経年劣化や疲労等が施設に及ぼす影響の評価や、それらを踏まえた対策の検討、さらには対策による効果や耐用年数の評価等、メンテナンス技術の発展や、より計画的で効果的な維持管理・更新等の実現へとつながる研究開発が進むことが期待される。

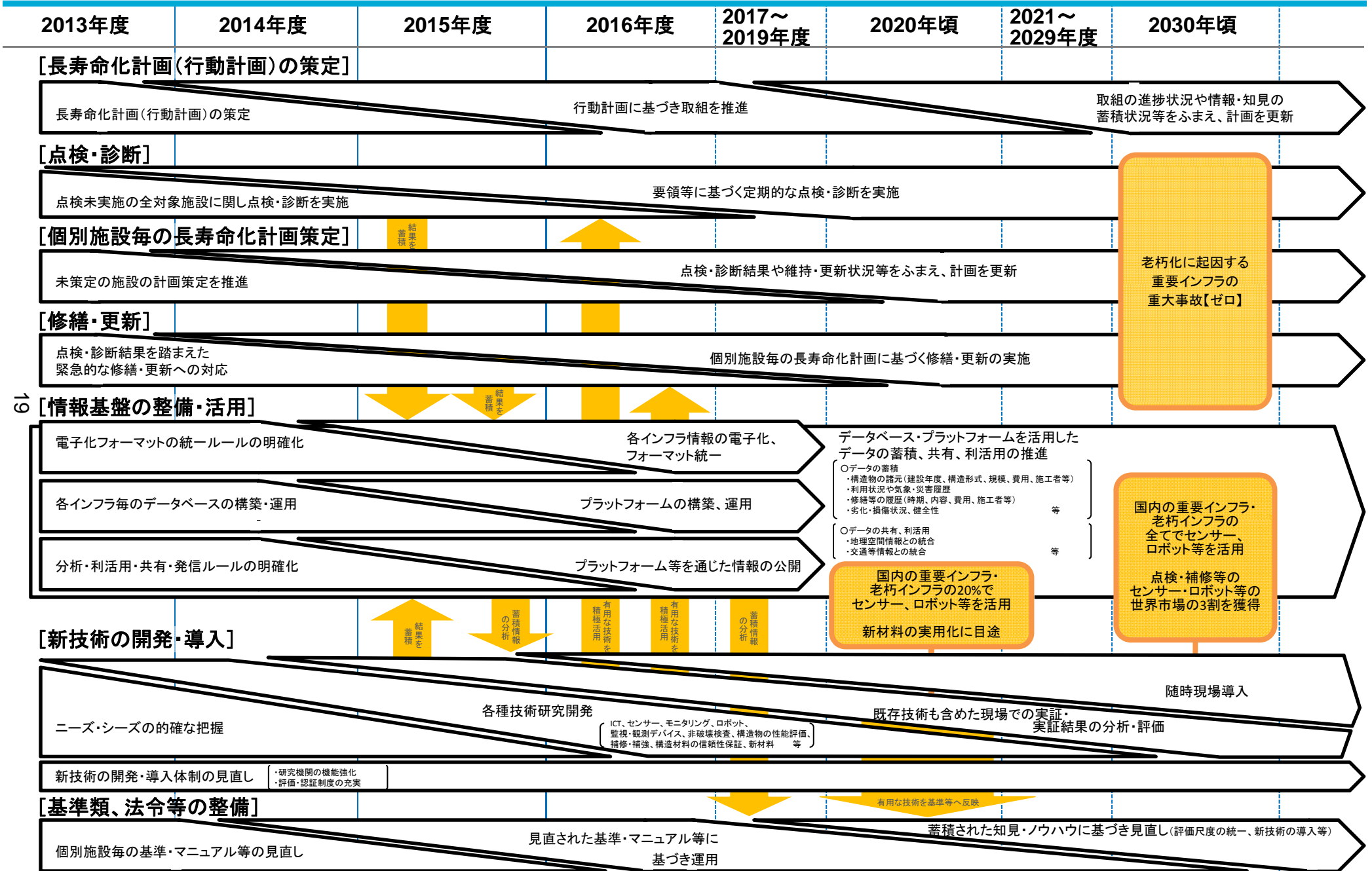
さらには、これらの取組を通じて、高度な技術力を有する技術者を社会に輩出することが期待される。

VIII. その他

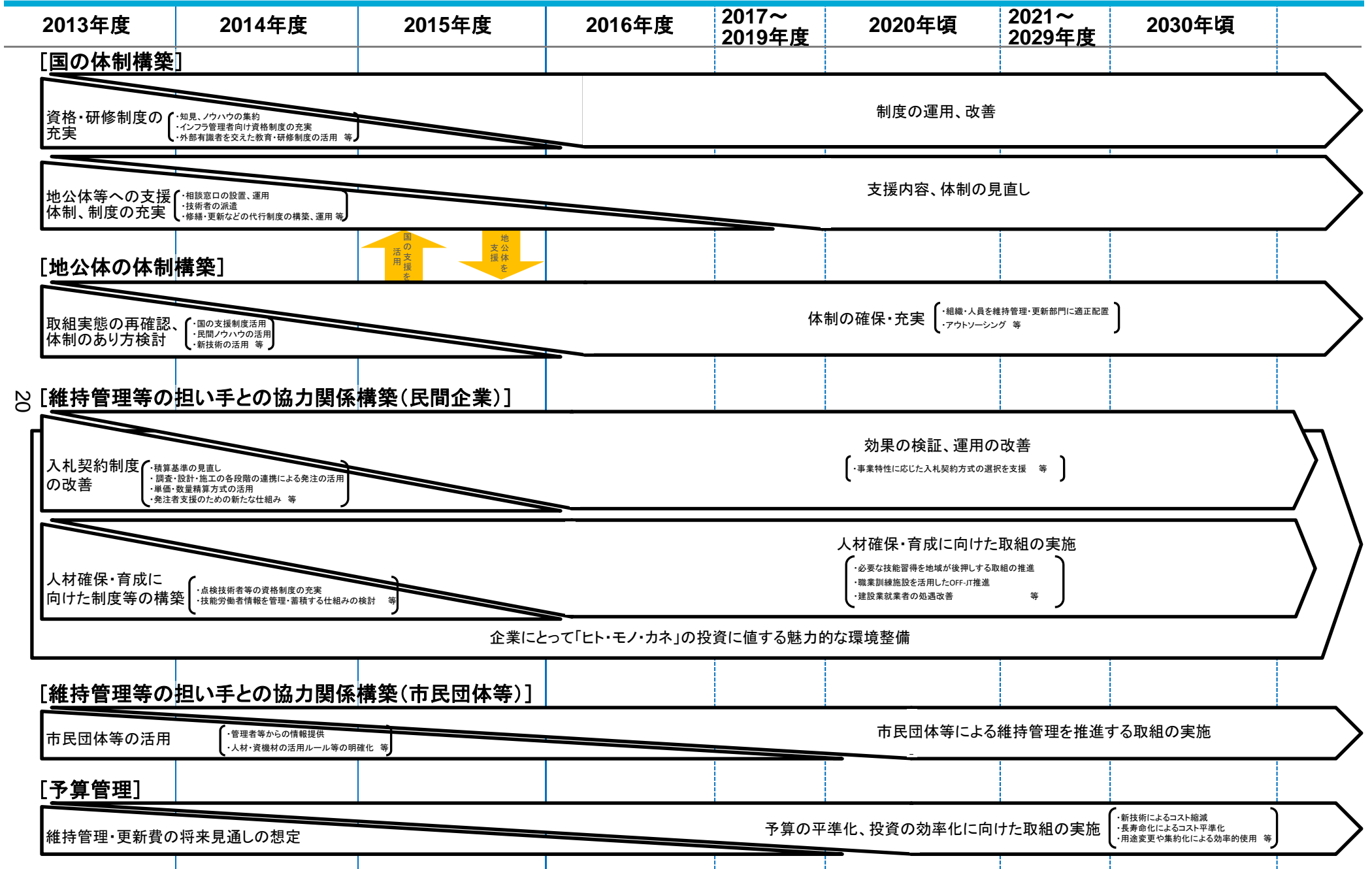
〔フォローアップ〕

本基本計画の実効性を確保するため、国は、各インフラを管理・所管する者の取組状況を把握、公表することとする。その結果に基づき、必要に応じ、追加的な対策を検討する。

インフラ長寿命化基本計画(ロードマップ)



インフラ長寿命化基本計画(ロードマップ)



厚生労働省

インフラ長寿命化計画（行動計画）

令和3年度～令和7年度

令和3年3月31日

厚生労働省

目次

I. はじめに	1
II. 計画の範囲	2
1. 対象施設	
2. 計画期間	
III. 対象施設におけるこれまでの取組、現状と今後の課題	3
1. 水道	
2. 医療	
3. 福祉	
4. 雇用	
5. 年金	
6. 官庁施設	
IV. 中長期的な維持管理・更新等のコストの見通し	12
V. 必要施策に係る取組の方向性	13
1. 水道	
2. 医療	
3. 福祉	
4. 雇用	
5. 年金	
6. 官庁施設	
VI. フォローアップ計画	24

I. はじめに

厚生労働省は、「国民生活の保障・向上」と「経済の発展」を目指すため、「社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進並びに労働条件その他の労働者の働く環境の整備及び職業の確保を図ること」及び「引揚援護、戦傷病者、戦没者遺族、未帰還者留守家族等の援護及び旧陸海軍の残務の整理を行うこと」を任務としており、水道、医療、福祉、雇用、年金などの分野で地方公共団体、独立行政法人等が管理する各インフラについて、的確な維持管理・更新等が行われるよう、制度等を整備する立場を担う一方で、検疫所、労働基準監督署、公共職業安定所等の各施設について、自らがインフラの管理者として、維持管理・更新等を実施する立場も担っている。

インフラ老朽化の状況については、各インフラによって異なるものの、法定耐用年数に達した水道管路の延長を表す管路経年化率は17.6%（平成30年度）[※]に達していることや、厚生労働省が管理する官庁施設について、主要建築物が平均して築30年を超過しているなどを踏まえると、今後、これらのインフラの老朽化が急速に進行し、維持管理・更新等に係る費用が増大していくことが予想される。

そのような中、政府全体の取組としては、平成25年10月、関係府省庁が連携し、必要な施策を検討・推進するために、「インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議」が設置され、同年11月には、戦略的な維持管理・更新等の方向性を示す基本的な計画として、「インフラ長寿命化基本計画（以下「基本計画」という。）」がとりまとめられた。

基本計画により、メンテナンスサイクルの構築等による安全・安心の確保や予防保全型維持管理の導入、必要性の低い施設の統廃合等によるトータルコストの縮減・予算の平準化等の取組を推進することとされ、各インフラの管理者及びインフラを所管する立場にある国等（以下「所管者」という。）は、インフラの維持管理・更新等を着実に推進するための中長期的な取組の方向性を明らかにするため、インフラ長寿命化計画（以下「行動計画」という。）の策定が求められたところである。

さらに、各インフラの管理者は、行動計画に基づき個別施設毎の具体の対応方針を定める計画として個別施設毎の長寿命化計画（以下「個別施設計画」という。）の策定もあわせて求められたところである。

これらを踏まえ、厚生労働省では、所管・管理する立場にあるインフラに関して、「厚生労働省インフラ長寿命化計画（以下「厚生労働省行動計画」という。）」を平成27年3月に策定し、計画期間である平成27年度から令和2年度の間、各インフラの管理者が策定する行動計画及び個別施設計画の策定支援等の取組を実施し、インフラ長寿命化を推進してきた。今般、厚生労働省行動計画の計画期間が満了することから、これまでの取組、各インフラの現状・課題を踏まえ、更なるインフラ長寿命化の実現に向け、新たな厚生労働省行動計画を策定するものである。

※平成30年度水道統計（日本水道協会）

II. 計画の範囲

1. 対象施設

厚生労働省が所管・管理するインフラについて、安全性、経済性及び重要性の観点から、計画的な維持管理・更新等の取組を実施する必要性が認められる施設を対象とする（具体的な対象施設は次表のとおり）。

分野	対象施設
水道	水道施設（管路施設、浄水施設 等）
医療	病院（独立行政法人国立病院機構、国立高度専門医療研究センター、独立行政法人労働者健康安全機構及び独立行政法人地域医療機能推進機構が開設する施設、公的医療機関）
福祉	社会福祉施設等（独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園及び都道府県・市町村等が設置する公立の入所・通所施設（保護施設、老人福祉施設、障害者支援施設、婦人保護施設、児童福祉施設、母子・父子福祉施設）等）
雇用	独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構が設置する施設（職業能力開発短期大学校、職業能力開発大学校、職業能力開発促進センター、職業能力開発総合大学校、障害者職業総合センター、地域障害者職業センター）※借受施設を除く
年金	年金事務所
官庁施設	官庁施設（庁舎、宿舍 等（借受施設を除く））

また、個別施設計画の対象施設についても上記の表のとおりとする（官庁施設については、建築基準法第12条第2項及び官公庁施設の建設等に関する法律第12条第1項に規定する定期点検の対象外の施設を除く。）。ただし、次の①から③までの施設については、管理者等の判断により、対象から除くことができる。

- ① 主たる構成部が精密機械・消耗部材である施設
- ② 施設規模が小さく、予防保全型維持管理によるトータルコストの縮減効果が限定的であり、経済性・効率性に鑑みて、事後保全により対応する方が効果的な施設
- ③ 建設、更新等の実施後、間もない施設及び廃止が予定されている施設

なお、既に同種・類似の計画を策定している場合には、当分の間、当該計画をもって、個別施設計画に代えることができる。

2. 計画期間

令和3年度（2021年度）から令和7年度（2025年度）までを計画期間とする。

Ⅲ. 対象施設におけるこれまでの取組、現状と今後の課題

1. 水道

(1) 点検・診断／修繕・更新等

水道資産の約7割を占める管路においては、これまで適切なアセットマネジメント（長期的視野に立った計画的な資産管理）の実施促進などの技術的支援や管路の耐震化や更新に要する費用への財政的支援に取り組んできたが、高度経済成長期に整備された施設の更新が進んでいないのが現状である。法定耐用年数に達した水道管路の延長を表す管路経年化率は17.6%（平成30年度）に達しており、水道管路に係る事故については年間で21,672件（平成30年度）発生している状況である。一方で、水道管路の更新率は近年減少傾向にあり、平成30年度現在で0.68%にまで低下しており、水道管路の老朽化は今後ますます進んでいくものと見込まれるため、水道事業者等は計画的な施設更新に努める必要がある。

(2) 基準類の整備

水道施設が有すべき施設基準及び技術的基準については水道法（昭和32年法律177号）に規定されているほか、水道施設の維持管理・更新や水道施設台帳に関する基準が平成30年12月の改正水道法により規定された。また、適切な資産管理にあたり、水道事業者等の参考になるよう、「水道施設の点検を含む維持・修繕の実施に関するガイドライン」や「簡易な水道施設台帳の電子システム導入に関するガイドライン」を策定し、周知を図ってきた。今後も引き続き、水道事業者等において、これら基準類を踏まえた適切な資産管理を行っていく必要がある。

(3) 情報基盤の整備と活用

水道施設の維持管理・更新に必要な情報については、古い施設の情報に逸失している場合もあり、必ずしも十分に管理されている状況ではない。今後の施設更新に向けては、水道施設台帳はもとより、日常の維持管理上の情報を電子化するなどして、水道事業者等において多角的に分析できるようにしておくことも重要である。

(4) 個別施設計画の策定・推進

前項（1）～（3）及びアセットマネジメントを通じて、水道事業者等において老朽化施設の更新計画が適切に策定されるよう、取組の推進を図ってきた。具体的には、個別施設計画の策定方法を定めた「水道事業ビジョン作成の手引き」をはじめ、「アセットマネジメントに関する手引き」、アセットマネジメントの「簡易支援ツール」、「耐震化計画等策定指針」の作成・周知等に取り組んできた。その結果、

進捗が図られた一方、一部に遅れも見られることから、引き続き、手引き等を周知するとともに、その内容の充実に努めることで、個別施設計画の策定・更新を促していく必要がある。

(5) 新技術の開発・導入

水道施設の維持・修繕の必要性について、水道事業者等の参考となるよう各種講習会等の機会を通じ情報発信している。「水道施設の点検を含む維持・修繕の実施に関するガイドライン」の作成・公表を通じて、新たな技術の採用を促している。また、水道事業者等に対して新技術の導入状況を令和元年度に調査したところ、導入割合が36%であったことを踏まえて、更なる導入促進のため、今後、優良事例を事例集などとしてとりまとめ、水道事業者等に周知していく必要がある。

(6) 予算管理

全国の水道の資産規模は40兆円を超え、これらの水道施設を更新していくには多大な費用と時間を要する。水道事業等は企業会計原則に基づき、原則として独立採算方式で行われており、事業運営の健全性・安定性には、適正な水道料金による収入の確保が不可欠である。しかしながら、その料金収入が不足しているために、老朽化した水道施設の更新を実施できない水道事業者等が多くある。各水道事業者等においては、事業の収支を試算のうえ収支の見通しを作成しその公表に努めるなど、長期的視点に立った計画を策定し、更新対象の重点化及び事業量の平準化を図りながら進める必要がある。

(7) 体制の構築

日本の水道は、98.0%（平成30年度末時点）と高い普及率に達し、国民の生活の基盤として必要不可欠なものとなっている。その一方で、水道施設の老朽化の進行や耐震化の遅れ、多くの水道事業者が小規模で経営基盤が脆弱であり、水道事業等を担う人材の減少や高齢化が進んでいるといった課題に直面している。将来にわたり安全な水の安定供給を維持していくためには、市町村の区域を越えた広域連携や適切な形態の官民連携などに取り組み、水道の基盤強化を図ることが重要である。

(8) 法令等の整備

(1)～(7)に示す水道における現状と課題を踏まえ、厚生労働省は平成30年12月に水道法を改正し、令和元年9月に水道の基盤を強化するための基本的な方針を策定した。この基本方針に基づき、各水道事業者等にインフラの長寿命化に関する更なる取組を推進している。

2. 医療

(1) 点検・診断／修繕・更新等

独立行政法人国立病院機構、国立高度専門医療研究センター、独立行政法人労働者健康安全機構及び独立行政法人地域医療機能推進機構が開設する病院並びに公的医療機関については、施設の劣化状況を把握するために、日常的な巡視に加え定期点検を実施している。

各施設は現在、点検・診断の結果に基づいて把握した不具合に対して、予算の範囲内において劣化・損傷の状態に応じた修繕を実施している。今後も病院機能の継続的な提供と予算の平準化を図る観点から、不具合が発生する前の段階で定期的、計画的な修繕、更新を行うよう努める必要がある。

(2) 基準類の整備

病院施設の定期点検については、建築基準法(昭和25年法律201号)等で定められた実施方法に基づいて行われている。これらの基準類の改定等について厚生労働省は、特に医療機関に関わりが深いものについて情報収集し、各施設を管理する者へ周知徹底する必要がある。

(3) 情報基盤の整備と活用

病院施設の維持管理・更新等に必要な情報は、法令等に基づき、台帳として整備・保管することとされている。こうした台帳に記載された情報に基づいて、維持管理に係る情報を適切に管理し、計画的な更新を行うために活用していく必要がある。

(4) 個別施設計画の策定・推進

医療施設の個別施設計画の策定に当たっては、令和2年1月に「医療施設に係るインフラ長寿命化計画(個別施設計画)策定のための手引」を策定し、施設の管理者が個別施設計画を策定するための支援を行っているところであるが、策定率は令和2年4月1時点で約24%となっており、低調なものとなっている。

計画策定が遅延している理由としては、

- ・新型コロナウイルス感染症や災害への対応による業務の逼迫
- ・財政上の理由などにより施設の点検・診断に着手できていない
- ・施設の点検・診断、状況分析に時間を要していた
- ・計画策定に必要なデータの収集に時間を要している

などとなっている。策定の手引の周知や中長期的な維持管理・更新費の見通しの公表などを行い、引き続き計画策定を促していく必要がある。

(5) 新技術の開発・導入

病院施設の長寿命化を図るためには、適切な点検・診断や施設の機能保全のための費用を低減させるための適時・的確な対策を行っていくことが重要であり、関係省庁とも連携しつつ、これらを高度化、効率化していくための新技術の開発・導入を推進する必要がある。

(6) 予算管理

各施設の予算の執行に当たっては、限られた予算の中で適切な事業効果の発現が図られるよう、事業の実施・予算管理を適切に行うことが重要である。

特に、点検・診断を通じて把握した劣化・損傷の状況を踏まえ、個別施設毎に対策費用や緊急性を検討の上、優先順位を考慮し、今後は、費用対効果を踏まえて、より一層計画的な修繕、更新を行うために、予算支出の平準化に努める必要がある。

(7) 体制の構築

インフラの機能を発揮し続けるためには、管理者等が各基準やマニュアル等を正確に理解し、適切な維持管理・更新等を実行することが不可欠である。

また、新技術の開発・導入による維持管理・更新等の効率化が期待される中、他分野の知見も参考にしつつ、それらを現場で有効に活用し、最大限の効果を発揮することが求められる。

さらに、建築物・建築設備の点検・診断を行う際、一定の能力を有する民間企業への委託は有効な手段の一つであるが、点検・診断の結果に応じて更に詳細な点検・診断が必要となることから、必要経費を事前に算定することを困難にしており、個別施設において日常的に施設の状況を把握できる能力のある人材の確保が求められる。

これらの課題に適切に対応し、将来にわたる維持管理・更新等の担い手を確保していくことが重要である。

(8) 法令等の整備

該当なし。

3. 福祉

(1) 点検・診断／修繕・更新等

社会福祉施設等については、維持管理、更新等に当たって、各施設が有する機能や設備環境等に応じ、定期的な点検・診断、災害発生後の緊急点検等の不定期な点検等が行われている。引き続き対象施設の点検等を着実に進めていくとともに、トータルコストの縮減や予算の平準化を図るため、損傷が軽微である早期段階に予防的な修繕等を計

画的に行っていく必要がある。

(2) 基準類の整備

社会福祉施設等の定期点検については、建築基準法等で定められた実施方法に基づいて行われており、これらの基準類の改定等について、特に社会福祉施設等に関わりが深いものについて情報収集し、各施設を管理する者へ周知する必要がある。

(3) 情報基盤の整備と活用

社会福祉施設等の維持管理・更新等に必要な情報は、法令等により台帳として整備・保管することとされている。こうした台帳に記載された情報に基づいて、維持管理に係る情報を適切に管理し、計画的な更新を行うために活用していく必要がある。

(4) 個別施設計画の策定・推進

社会福祉施設等の個別施設計画の策定に当たっては、令和元年12月に「社会福祉施設等に係るインフラ長寿命化計画（個別施設計画）策定のための手引」を策定し、施設の管理者が個別施設計画を策定するための支援を行っているところであるが、社会福祉施設全体での計画の策定率は令和2年4月1時点で約40%となっており、低調なものとなっている。

計画策定が遅延している理由としては、

- ・新型コロナウイルス感染症や災害への対応による業務の逼迫
- ・基礎データの収集や関係部署等との調整に時間を要すること
- ・計画策定に必要な予算・人員の不足
- ・費用の算定等計画策定のための知見がないこと

などとなっている。策定の手引の周知や中長期的な維持管理・更新費の見通しの公表などを行い、引き続き計画策定を促していく必要がある。

(5) 新技術の開発・導入

社会福祉施設等の長寿命化を図るためには、適切な点検・診断や施設の機能保全のための費用を低減させるための適時・的確な対策を行っていくことが重要であり、そのためには、新技術の導入を積極的に推進する必要がある。

(6) 予算管理

厳しい財政状況下で社会福祉施設等の長寿命化を着実に進めていくため、各施設において修繕の必要性等を考慮して、計画的な修繕、更新を行うことで、トータルコストの縮減や予算支出の平準化に努める

必要がある。

(7) 体制の構築

社会福祉施設等において、技術職員の不足等、維持管理・更新を実施するために必要な人材・体制の確保が課題となっている。

(8) 法令等の整備

該当なし。

4. 雇用

(1) 点検・診断／修繕・更新等

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構（以下本項目において「機構」という。）が設置する施設については、施設の劣化状況を把握するために、日常的な巡視に加え定期点検を実施している。

これまで予算の制約等もあり、主に、点検・診断の結果に基づいて把握した不具合に対して劣化・損傷の状態に応じた修繕を実施してきたところであるが、トータルコストの縮減や予算の平準化を図る観点からも、損傷が軽微な早期段階に予防的な修繕等を実施することで建物等の機能の維持・回復を図る「予防保全型維持管理」を一層推進していく必要がある。

(2) 基準類の整備

機構が設置する施設の定期点検については、建築基準法等で定められた実施方法に基づいており、保全については、「建築物点検マニュアル・同解説」（財）建築保全センター）等を参考としている。

これらの基準類の改定等について情報収集し、改定等が行われた場合には速やかに機構へ周知徹底する必要がある。

(3) 情報基盤の整備と活用

機構では、建物情報データベースにおいて、所有している建物等の取得年月日等の基礎情報、劣化状況、修繕履歴等を保全台帳として登録、管理しており、これら維持管理に係る情報を適切に管理し、計画的な修繕、更新を行うために活用していく必要がある。

(4) 個別施設計画の策定・推進

対象となる全ての建物に係る個別施設計画の策定は、完了しており、今後は、策定した個別施設計画（中長期保全計画（施設の運用段階における保全の実施内容、予定年度、概算額に係る計画））について、必要な見直しを図っていく必要がある。

(5) 新技術の開発・導入

機構が設置する施設については、老朽化した施設の増大、設置年度の偏りによる修繕、更新費用の集中化といった課題を踏まえ、今後、より一層新技術の導入を進めていく必要がある。

(6) 予算管理

厳しい財政状況下で機構が設置する施設の長寿命化を着実に進めていくため、点検・診断を通じて把握した劣化・損傷の状況を踏まえ、個別施設毎に対策費用や緊急性を検討の上、優先順位を考慮し、これらの計画的な修繕、更新を行うことで、予算支出の平準化に努める必要がある。

(7) 体制の構築

これまで、個別施設計画の対象施設に「施設保全責任者（施設長）」及び「施設保全担当者（総務課長等）」を設置する等、施設における保全業務の実施責任体制を明確にし、体制確保を図ってきた。インフラの機能を発揮し続けるためには、施設の保全責任者等が基準やマニュアル等を正確に理解し、的確に維持管理・更新等を実行することが不可欠であり、そのための人材育成を図っていく必要がある。

また、施設の老朽化の進行に伴い、今後ますます施設の維持管理・更新等に対する重要性が増すと見込まれることを見据え、維持管理・更新等を着実に実施するために必要となる技術系職員の人材確保や体制拡充を行っていく必要がある。

(8) 法令等の整備

該当なし。

5. 年金

(1) 点検・診断／修繕・更新等

日本年金機構（以下本項目において「機構」という。）が設置する年金事務所については、建物・設備の保全及び安全を確保するため、各種法令等に基づき点検を行っており、点検結果を踏まえて修繕等維持管理を行っている。

各種法令点検では損傷を伴わない劣化を把握することは困難であり、予防的な整備を視野に入れた劣化状況の把握が課題となっている。

また、312年金事務所のうち、旧耐震基準により建築された109年金事務所について耐震診断を行い、令和2年度末時点で2年金事務所が耐震補強工事施工未着手となっている。

今後、耐震診断結果により耐震不足とされた年金事務所耐震補強工事施工未着手（2か所）の耐震補強工事を優先的に進めていく必要

がある。

(2) 基準類の整備

年金事務所の定期点検は、各種法令等で定められた実施方法に基づき実施している。

整備については整備基準を示し年金事務所別に整備計画を作成、予算を効果的に執行している。

なお、年金事務所は高齢者、障害者を中心に不特定多数のお客様が訪れる特性から、バリアフリーに重きを置いた整備に留意することが必要となる。

(3) 情報基盤の整備と活用

年金事務所の修繕等各種情報については、統一したデータベース（エクセルの一覧表）で一括管理しているとともに、施工図書の収集・画像化の作業を進めている。

なお、年金事務所によっては、整備時期が古い等の理由により、施設の完成時の施工図書等を逸失しているものがみられ、修繕等に当たって改めて情報を収集する必要が生じるなど、多くの手間を要し、修繕を行う際、短期間に整備できない状況が生じている。

(4) 個別施設計画の策定・推進

個別施設計画に基づき整備業務を実施しているが、設計期間の長期化や入札不調による施工時期の遅延が発生した都度、予算の範囲内で計画を見直し、実施している（設計期間中に新たな損傷や緊急修繕が発生した場合は、整備内容の追加や一部廃止等も行っている）。

また、設計期間の長期化等により計画を適時に修正しているが、竣工時期で比較した場合、当初計画（平成28年度）よりも1年間程度竣工が遅れている。

なお、令和2年度についてはコロナ対策に係る予算計画の見直し等による調達作業停止期間があり竣工時期は計画よりも更に半年程度遅れている。

(5) 新技術の開発・導入

機構が委託している管理業者より情報を収集している。

(6) 予算管理

年金事務所の大半は、建設から30年余を経過しており、老朽化が著しい状況にあり、点検・診断結果に基づき、優先順位を考慮し予算の範囲内で計画的に実施している。

なお、維持管理・更新等を的確に行っていく必要があるため、点検・

診断結果を踏まえて、トータルコストの縮減を図るとともに、これらの計画的な実施により予算支出の平準化に努める必要がある。

(7) 体制の構築

平成28年10月に施設整備を行う部署を本部に集約、建築専門官等の高度専門的知識を有する者から研修を受ける等により人材確保・育成を行っている。

また、より多くの事業者が入札に参加できるよう見積期間の確保や、契約後業務開始までの体制整備期間の確保を考慮した調達スケジュール及び仕様書の詳細化を検討することとしている。

(8) 法令等の整備

該当なし。

6. 官庁施設

厚生労働省が所管する官庁施設は、施設の点検・診断に基づく補修・更新を継続的に行っていくメンテナンスサイクルを確立するとともに、その実行に必要な体制を確保し、施設の長寿命化・延命化を図っていく必要がある。

(1) 点検・診断／修繕・更新等

法令や告示に基づき点検を実施しており、個別施設計画に基づき修繕・更新を行っているところである。今後も引き続き、法令や告示に基づき点検を行い、限られた予算の中で、個別施設計画に基づき修繕・更新を行い、適切に維持管理していく必要がある。

(2) 基準類の整備

施設の破損等の変形や経年劣化等を把握する点検等が実施されているが、点検・診断・修繕・更新等に至る各段階に求められる取組の内容や品質など、メンテナンスサイクルを実施する上で不可欠な基準類を周知徹底する必要がある。

(3) 情報基盤の整備と活用

施設によっては、整備時期が古い等の理由により、記載されている情報が不十分なものや、施設の完成時の図面が逸失しているものもみられ、点検・診断等に当たって改めて情報を収集する必要性が生じるなど、多くの手間を要する場合もある。

このため、必要な情報を効果的かつ効率的に収集するとともに、これら情報を計画的な維持管理・更新等の実施に活用していく必要がある。

(4) 個別施設計画の策定・推進

対象となる官庁施設については、全て個別施設計画の策定を完了しており、今後、策定した個別施設計画を更新していく必要がある。

(5) 新技術の導入

現在、施設の点検・診断の多くは、目視による状態の確認を基本として実施されており、対策の内容や優先度等の判定を実施している場合もある。

このような中、今後より効率的に施設の維持管理・更新等を行っていくためには、戦略的に新技術の導入を進めていく必要がある。

(6) 予算管理

厳しい財政状況化においても、維持管理・更新等を的確に行っていく必要があるため、維持管理・更新等に係るトータルコストの縮減を図るとともに、これらの計画的な実施により予算支出の平準化に努めることが必要である。

(7) 体制の構築

必要なインフラ機能を維持するためには、一定の技術力をもった人材を確保することが不可欠であり、メンテナンスサイクルの構築と合わせて、その実行に必要な体制の構築等を行っていく必要がある。

(8) 法令等の整備

該当なし。

IV. 中長期的な維持管理・更新等のコストの見通し

インフラの維持管理・更新等に係る費用の縮減、平準化を図り、必要な予算の確保を進めていくためには、中長期的な将来の見通しを把握し、それを一つの目安として、戦略を立案し、必要な取組を進めていくことが重要である。

これまで、各インフラの管理者が策定する個別施設計画の策定支援等の取組を行ってきたところであるが、施設や管理者によってはその進捗に遅れが見られ、実態が十分に把握されていない施設もある。

このため、今後、引き続き個別施設計画の策定支援等に取り組むとともに、個別施設計画に記載される対策費用等の必要な情報を把握の上、中長期的な維持管理・更新等のコストの見通しを推定することとする。各分野で推定した結果については、順次厚生労働省ホームページ (<https://www.mhlw.go.jp/topics/2015/04/tp0416-01.html>)へ掲載する。

また、各施設管理者は、維持管理・更新等に係る予算の確保に関して十分な政策的対応を積極的に図る必要がある。その際、施設の長寿命化への取組

や技術開発等による維持管理・更新等に係る費用の縮減・平準化を進めるとともに、今後の都市、地域の構造の変化に対応して施設の必要性自体を再検討するなど、効率的・効果的な維持管理・更新等に取り組む。

V. 必要施策に係る取組の方向性

「Ⅲ. 対象施設におけるこれまでの取組、現状と今後の課題」を踏まえ、以下の取組を進める。

1. 水道

(1) 点検・診断／修繕・更新等

- ・アセットマネジメントに基づいた適切な更新計画の策定の重要性について水道事業者等の理解を促すとともに、老朽度判定等に必要な施設情報の適切な管理を促す。
- ・施設情報を活用した老朽化施設の更新優先順位の考え方等に関するマニュアル等の情報提供を行い、水道事業者等による実効性のある更新計画の策定を促す。
- ・全国の基幹管路、浄水場、配水池について、電気・機械・計装設備も含めた老朽施設の更新及び耐震化を推進すべく、施設更新及び耐震化の状況把握及び情報発信に努める。

所管者としての取組
<ul style="list-style-type: none">・現在も推進しているアセットマネジメントにより、技術的機能を有し、財源の裏付けのある更新計画の策定及びその取組を加速させる。・施設健全度の向上や事故防止の推進に向け、日常の維持管理及び保守点検の適切な継続実施の必要性を発信する。・老朽度判定など多角的な分析が可能となるように、施設情報の電子化を推進し、マニュアル類の情報発信を行う。・水道統計情報の整理や調査業務の実施により、水道施設の老朽化及び耐震化状況の把握及び情報発信を行う。

(2) 基準類の整備

- ・アセットマネジメント、施設の維持管理、耐震化及び再構築等に係るマニュアル等の整備を図る。
- ・水道事業者等が行う取組の効率的な実施に向け、当該マニュアル等の活用を促すべく、都道府県等の関係行政機関と連携して講習会等を開催する。
- ・水道事業の企画、経営、管理に関する総合的な助言等により水道事業者等を支援する。

所管者としての取組
<ul style="list-style-type: none"> • アセットマネジメントの推進に向け、以下の指針類の活用を促す。 <ul style="list-style-type: none"> －水道事業におけるアセットマネジメント（資産管理）に関する手引き（平成21年7月）厚生労働省健康局水道課 －簡易支援ツールを使用したアセットマネジメントの実施マニュアルVer.2.1（令和2年3月）厚生労働省医薬・生活衛生局水道課 －水道料金算定要領（平成27年2月改訂版）公益社団法人 日本水道協会 • 施設の適正な維持管理、情報の電子化の推進に向け、以下の指針類の活用を促す。 <ul style="list-style-type: none"> －水道施設の点検を含む維持・修繕の実施に関するガイドライン（令和元年5月）厚生労働省医薬・生活衛生局水道課 －水道維持管理指針（2016年）公益社団法人 日本水道協会 －水道施設機能診断の手引き（平成17年4月）公益財団法人 水道技術研究センター －簡易水道等小規模水道における水道施設台帳作成の手引き（令和元年11月）全国簡易水道協議会 －簡易な水道施設台帳の電子システム導入に関するガイドライン（平成30年5月）厚生労働省医薬・生活衛生局水道課 • 施設の耐震化対策に際し、以下の指針類の活用を促す。 <ul style="list-style-type: none"> －水道施設設計指針2012 公益社団法人 日本水道協会 －水道施設耐震工法指針・解説 2009年版 公益社団法人 日本水道協会 －水道の耐震化計画等策定指針（平成27年6月）厚生労働省 －水道の耐震化計画等策定指針の解説（平成20年10月）公益財団法人 水道技術研究センター －耐津波対策を考慮した下水道施設設計の考え方（平成24年3月）国土交通省 下水道地震・津波対策技術検討委員会 －地震時等緊急時対応の手引き（平成25年3月）公益社団法人 日本水道協会 • 施設更新時の再構築に際し、以下の指針類の活用を促す。 <ul style="list-style-type: none"> －水道事業の再構築に関する施設更新費用算定の手引き（平成23年12月）厚生労働省健康局水道課 －水道広域化検討の手引き（平成20年8月）公益社団法人 日本水道協会 －「水道基盤強化計画」作成の手引き（令和元年9月）厚生労働省医薬・生活衛生局水道課 －水道施設設計指針 2012年版 公益社団法人 日本水道協会 －水道施設更新指針（平成17年5月）公益社団法人 日本水道協会 • 上記指針類について、改定等された場合、周知徹底する。

(3) 情報基盤の整備と活用

- 施設情報を電子化して整理することを推奨し、老朽度判定など多角的な分析を可能とした施設情報管理を推進する。

所管者としての取組
<ul style="list-style-type: none"> • 水道事業者等による水道施設台帳を令和4年9月までに整備するとともに、水道施設台帳の電子化を推進する。 • 平成27年度から厚生労働省で整備・運用を開始した危機管理情報の電子化（水道地図情報提供システム）の運用を引き続き推進する。

(4) 個別施設計画の策定・推進

- ・前項(1)～(3)及びアセットマネジメントを通じて、水道事業者等において老朽化施設の更新計画が適切に策定・更新されるよう、取組の推進を図る。

所管者としての取組
<ul style="list-style-type: none">・現在も推進しているアセットマネジメントにより、技術的機能を有し、財源の裏付けのある更新計画の策定及びその取組を加速させる。・アセットマネジメントの推進に向け、以下の指針類の活用を促す。<ul style="list-style-type: none">－水道事業におけるアセットマネジメント（資産管理）に関する手引き（平成21年7月）厚生労働省健康局水道課－簡易支援ツールを使用したアセットマネジメントの実施マニュアルVer.2.1（令和2年3月）厚生労働省医薬・生活衛生局水道課・上記指針類を活用した計画策定が行われるよう、講習会等を通じた助言等を行う。

(5) 新技術の開発・導入

- ・水道施設の維持・修繕の必要性を各種講習会等を通じて発信することにより関係者間で課題を共有し、民間企業等における技術開発を促し、水道事業者等による積極的な新技術の導入の促進を図っていく。

所管者としての取組
<ul style="list-style-type: none">○課題の共有<ul style="list-style-type: none">・水道施設の点検を含む維持・修繕の必要性を、全国水道関係担当者会議等を通じて発信する。○研究開発<ul style="list-style-type: none">・水道技術研究センター等を核とした調査・研究体制を推進する。○現場展開<ul style="list-style-type: none">・水道技術研究センター等で取りまとめられる成果が現場で活かされるよう水道事業者等への周知に努める。

(6) 予算管理

- ・施設の老朽化と財政状況の悪化が懸念される中、財政収支見通しを正しく把握するべく、資産管理の適切な実施とアセットマネジメントの導入を推進し、中長期的なアプローチで、水道事業者に財源の裏付けある計画的な更新への投資を促す。
- ・将来的な水道サービスの持続に必要な更新費用の確保を見据え、料金収入に基づいた健全かつ安定的な事業運営を推進するために必要な水道料金の見直しを促進する。

所管者としての取組
<p>○アセットマネジメントを通じた適正な資産管理の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在も推進しているアセットマネジメントにより、技術的機能を有し、財源の裏付けのある更新計画の策定及びその取組を加速させる。 ・アセットマネジメントの推進に向け、以下の指針類の活用を促す。 <ul style="list-style-type: none"> －水道事業におけるアセットマネジメント（資産管理）に関する手引き（平成21年7月）厚生労働省健康局水道課 －簡易支援ツールを使用したアセットマネジメントの実施マニュアルVer.2.1（令和2年3月）厚生労働省医薬・生活衛生局水道課 <p>○水道料金の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・財源確保に係る水道料金の見直しにおいて、以下の指針類の活用を促す。 <ul style="list-style-type: none"> －水道料金算定要領（平成27年2月改訂版）公益社団法人 日本水道協会 <p>○財政支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重点的な実現方策を推進させる具体的な国庫補助事業を展開し、国庫補助対象事業の重点化、集約化を図ることで、施策体制を充実化する。 ・将来的にさらに必要となる水道施設の耐震化や更新に係る事業は、優先的に推進すべき事業もあるため、効果的な対象事業の設定に配慮する。

（7）体制の構築

- ・水道事業等の運営に必要な人材の確保や経営面でのスケールメリットを活かし効率的な事業運営を図るため、広域連携を推進する。
- ・地域の実情に応じた適切な形態の官民連携を推進する。

所管者としての取組
<p>○広域連携の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「「水道広域化推進プラン」の策定について（平成31年1月25日付け総務省自治財政局長、厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官通知）」において、各都道府県に対し、水道広域化推進プランを令和4年度末までに策定するよう要請したところであり、引き続き策定を促す。 <p>○官民連携の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民間事業者との連携を推進するべく、以下の指針類の活用を促す。 <ul style="list-style-type: none"> －水道事業における官民連携に関する手引き（令和元年9月改訂）厚生労働省医薬・生活衛生局水道課 ・官民連携を推進するため、官民連携推進協議会を開催する。

（8）法令等の整備

- ・水道法で定められている施設基準を遵守した施設整備がなされるよう、指導していくとともに、機会を捉えて必要な法令や制度等の検討・整備を行う。

2. 医療

(1) 点検・診断／修繕・更新等

- ・独立行政法人国立病院機構、国立高度専門医療研究センター、独立行政法人労働者健康安全機構及び独立行政法人地域医療機能推進機構が開設する病院並びに公的医療機関については、建築基準法等に基づく定期点検を引き続き着実に実施するよう促すとともに、修繕等が必要と判断された建築物・設備を中心にできる限り長期的に利用する観点から実施するよう促す。
- ・各施設が建築物・建築設備の修繕等を行うに当たっては、必要に応じて各々の申請に基づき、各種補助金等による支援を継続する。

(2) 基準類の整備

- ・病院施設の定期点検については、建築基準法等で定められた実施方法に基づいている。これらの基準類の改定等について情報収集し、各施設へ周知徹底する。

(3) 情報基盤の整備と活用

- ・施設の維持管理・更新等で得られる情報は、合理的かつ効率的な管理や適切な設計・施工を行う上で重要なものである。このため施設の維持管理・更新等の際には、単に維持管理・更新等の情報だけでなく過去に蓄積されていない施設の諸元、施工条件などの情報の積極的な収集・蓄積を図るよう促す。
- ・収集した情報は、戦略的な維持管理・更新等に不可欠である日常的な点検作業の効率化や今後の老朽化進行予測、ライフサイクルコストの算定等に活用していくよう促す。

(4) 個別施設計画の策定・推進

- ・病院施設について、個別施設計画の策定・更新を促す。特に、未策定の施設については、個別施設計画の主たる内容をまとめた一覧表の公表等の情報提供など、管理者の取組状況に応じた支援を行う。
- ・個別施設計画は、中長期保全計画として、①施設の運用段階における保全の実施内容、②予定年度、③概算額に係る計画 等を中心に構成し、必要に応じて、用途変更、集約化、廃止・撤去、耐震化等の必要な対策を追加する。
- ・個別施設計画は、大規模な修繕が行われた後等、その必要があるときは見直しを行うよう促す。

(5) 新技術の開発・導入

- ・業界団体や関係省庁から建築物全般に係る点検・診断、長寿命化に資する材料・構工法等や新技術が導入された先進的な取組事例を収集・把握

し、病院施設で活用できる事例があれば情報提供を行う。

(6) 予算管理

- ・各施設において、点検・診断を通じて把握した劣化・損傷の状況を踏まえ、個別施設毎に費用や緊急性を検討の上、優先順位を考慮し、計画的な取組を行うことで、トータルコストの縮減、予算の平準化に努めるよう促す。また、新技術の導入により、費用の縮減に努めるよう促す。

(7) 体制の構築

- ・施設の老朽化の進行に伴い、今後ますます施設の維持管理・更新等に対する重要性が増すと見込まれることを見据え、維持管理・更新等を着実に実施するために必要となる人材・体制を確保することを促す。
- ・専門知識や経験の少ない保全担当者に対しては、施設内外での知識・経験の共有を推進する。

(8) 法令等の整備

- ・該当なし。

3. 福祉

(1) 点検・診断／修繕・更新等

- ・法令等に基づき、社会福祉施設等の点検や更新等の取組が確実に実行されるよう、相談対応、支援策についての周知を行っていく。また、損傷が軽微な早期段階に予防的な修繕等を実施することで建物等の機能の維持・回復を図る「予防保全型維持管理」を推進していくよう促す。

(2) 基準類の整備

- ・社会福祉施設等において、基準、マニュアル等について周知が進むよう、必要に応じて情報提供等を行う。

(3) 情報基盤の整備と活用

- ・社会福祉施設等において、財産台帳に修繕等に関する情報を記載する等法令等に基づいた適切な管理が行われるよう、周知を行う。
- ・収集した情報は、戦略的な維持管理・更新等に不可欠である日常的な点検作業の効率化や今後の老朽化進行予測、ライフサイクルコストの算定等に活用していくよう促す。

(4) 個別施設計画の策定・推進

- ・対象となる社会福祉施設等について、定期的な点検のサイクルを踏まえて、個別施設計画の策定・更新をするよう促す。特に、未策定の施設については、個別施設計画の主たる内容をまとめた一覧表の公表等の情報

提供など、管理者の取組状況に応じた支援を行う。

(5) 新技術の開発・導入

- ・建築物全般に係る点検・診断、長寿命化に資する材料・構工法等について、業界団体や関係省庁から新技術の活用やメンテナンスコストの低減に係る好事例などを収集し、特に社会福祉施設等に関わりが深い新技術が開発・導入された場合には、社会福祉施設等への情報の共有に努める。

(6) 予算管理

- ・前項(1)～(5)の取組等を通じて、社会福祉施設等において、計画的な維持管理・更新等を行い、必要な予算の確保、適正な執行が行われるよう促す。
- ・また、国においても、維持管理・更新等が適切に行われるよう、必要な予算の安定的な確保に努める。

(7) 体制の構築

- ・営繕担当部局との連携や民間活用等の人材・体制確保に係る好事例を収集・展開し、社会福祉施設等の維持管理・更新等を着実に実施するために必要となる人材・体制を確保することを促す。

(8) 法令等の整備

- ・該当なし。

4. 雇用

(1) 点検・診断／修繕・更新等

- ・独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構（以下本項目において「機構」という。）が設置する施設については、法令等に基づき定期的に点検させ、修繕等が必要と判断された建築物・設備を中心に長期的に利用する観点から効果的に実施するよう促す。また、損傷が軽微な早期段階に予防的な修繕等を実施することで建物等の機能の維持・回復を図る「予防保全型維持管理」を一層推進していくよう促す。

(2) 基準類の整備

- ・機構が設置する施設の定期点検については、建築基準法等で定められた実施方法に基づいており、これらの基準類の改定等について、情報収集し、必要に応じて情報提供等を行う。

(3) 情報基盤の整備と活用

- ・機構の有する建物情報データベースにおいて、所有している建物等の取得年月日等の基礎情報、劣化状況、修繕履歴等の収集・蓄積を促し、維

持管理・更新等の計画的な実施を支援する。

(4) 個別施設計画の策定・推進

- ・個別施設計画（中長期保全計画（施設の運用段階における保全の実施内容、予定年度、概算額に係る計画））は、大規模な修繕が行われた後等、その必要があるときは適宜見直しを行うよう促す。

(5) 新技術の開発・導入

- ・関係機関と連携しつつ、建築物全般に係る点検・診断、長寿命化に資する材料・構工法等や新技術が導入された先進的な取組事例を収集・把握し、機構との共有を図る。

(6) 予算管理

- ・点検・診断を通じて把握した劣化・損傷の状況を踏まえ、個別施設毎に対策費用や緊急性を検討の上、優先順位を考慮し、計画的な取組を支援する。これにより、トータルコストの縮減、予算の平準化を図る。また、新技術の導入により、対策費用の縮減に努める。
- ・なお、国においても、維持管理・更新等が適切に行われるよう、必要な予算の安定的な確保に努める。

(7) 体制の構築

- ・施設の老朽化の進行に伴い、今後ますます施設の維持管理・更新等に対する重要性が増すと見込まれることを見据え、維持管理・更新等を着実に実施するために必要となる技術系職員の人材確保や体制拡充を行うよう促す。
- ・専門知識や経験の少ない保全担当者向けの情報提供を行うなど、保全業務の適正化に向けた支援を総合的に推進する。

(8) 法令等の整備

- ・該当なし。

5. 年金

(1) 点検・診断／修繕・更新等

- ・官庁施設に準じて、法令等に基づき定期的に点検等を継続するよう促す。また、各種法令点検では把握が困難な損傷を伴わない設備類の劣化状況について、予算の範囲内で老朽度診断等を実施し予防的な修繕についても促す。

(2) 基準類の整備

- ・官庁施設に準じて、建築基準法、官公庁施設の建設等に関する法律（昭

和26年法律第181号)等の基準類の改定等について周知徹底する。

(3) 情報基盤の整備と活用

- ・年金事務所の点検結果等の情報管理について、一元的なデータベース化の推進を促す。
- ・年金事務所の点検結果と過去の修繕履歴を基に予算の範囲内で、損傷が軽微である早期段階に予防的な改修を進めさせる。

(4) 個別施設計画の策定・推進

- ・日本年金機構が管理する年金事務所について、個別施設計画の策定等を促す。
- ・個別施設計画は、「中長期保全計画（施設の運用段階における保全の実施内容、予定年度、概算額に係る計画）」によって構成し、必要に応じて、集約化、廃止・撤去、耐震化等の必要な対策を追加する。
- ・「中長期保全計画」は、大規模な修繕が行われた後等、その必要があるときは見直しを行うよう促す。

(5) 新技術の開発・導入

- ・新技術の活用については、建築専門官や高度専門職（一級建築士）と協議し進めるよう促す。

(6) 予算管理

- ・個別施設計画に基づき、計画的に維持管理・更新等が行われるよう促すとともに、新技術の導入等により、トータルコストの縮減、平準化が行われるよう促す。
- ・また、国においても、維持管理・更新等が適切に行われるよう、必要な予算の安定的な確保に努める。

(7) 体制の構築

- ・保全業務の適正化に向けた支援を総合的に実施するために必要となる人材・体制を確保することを促す。

(8) 法令等の整備

- ・該当なし。

6. 官庁施設

(1) 点検・診断／修繕・更新等

- ・厚生労働省が所管する官庁施設については、法令や告示に基づき定期（建築物の敷地及び構造は3年以内毎、建築設備は1年以内毎等）に点検等を継続する。

管理者としての取組
<p>○点検・診断／修繕・更新等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・点検・診断については、後述の「（２）基準類の整備」に基づき、年に１回以上の定期点検を実施するなど、引き続き、適切な時期に目視その他適切な方法により実施する。 ・保全については、後述の「（２）基準類の整備」の基準類に基づく建築物各部等の保全を確実に実施するなどにより、厚生労働省が管理する庁舎等（官庁施設のうち、宿舍以外の施設）について、保全実態調査で「施設の保全状況※」が「良好」（総評点が80点以上）と判断される施設の割合を、90%以上を維持するよう取組を継続する。 <p>※ 保全実施体制、保全計画の作成状況、定期点検等の実施状況、施設状況等を評価</p> <ul style="list-style-type: none"> ・後述の「（４）個別施設計画の策定・推進」の個別施設計画に基づく修繕・更新を実施する。 <p>○研修・講習の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保全担当者等を対象とした、各地方整備局等の営繕部等が毎年開催する「官庁施設保全連絡会議」等の研修等への参加により、点検方法や適正な保全の実施について情報を収集できるよう、周知徹底する。 <p>○担い手確保に向けた入札契約制度等の適正な運用・建築保全業務に係る共通仕様書や積算基準等を活用し、適正な保全業務委託を継続的に実施する。</p>

（２）基準類の整備

- ・官庁施設の定期点検については、建築基準法、官公庁施設の建設等に関する法律等で実施方法が定められている。
- ・また、保全については、「国家機関の建築物及びその附帯施設の保全に関する基準」（平成17年国土交通省告示第551号）で建築物の各部等の保全されている状態とその確認方法等が定められている。
- ・これらの基準類の改定等について、周知徹底する。

管理者としての取組
<ul style="list-style-type: none"> ・定期点検については、以下の基準類を適用する。 <ul style="list-style-type: none"> －官公庁施設の建設等に関する法律（昭和26年法律第181号） －国家機関の建築物の敷地及び構造の定期点検における点検の項目、方法及び結果の判定基準を定める件（平成20年国土交通省告示第1350号） －国家機関の建築物の昇降機以外の建築設備の定期点検における点検の項目、事項、方法及び結果の判定基準を定める件（平成20年国土交通省告示第1351号） ・官庁施設の保全については、以下の基準類を適用する。 <ul style="list-style-type: none"> －国家機関の建築物及びその附帯施設の保全に関する基準（平成17年国土交通省告示第551号） －国家機関の建築物等の保全に関する基準の実施に係る要領（平成17年6月1日付け国営管第59号、国営保第11号国土交通省大臣官房官庁営繕部長通知） ・上記の基準類について、改定等された場合、周知徹底する。

(3) 情報基盤の整備と活用

- ・官庁施設においては、保全情報を蓄積・分析するため、平成26年度から「官庁施設情報管理システム（BIMMS-N）」が運用されている。
- ・同システムを活用し、保全の適正化が図れるよう官庁施設情報の登録を推進する。

管理者としての取組
・厚生労働省が管理する全ての官庁施設を対象に、保全の実施状況の調査（保全実態調査）に必要な施設の諸元等の情報を「官庁施設情報管理システム（BIMMS-N）」に登録し、情報の更新を毎年実施する。

(4) 個別施設計画の策定・推進

- ・対象となる官庁施設について、個別施設計画の策定・更新を推進する。
- ・個別施設計画は、「中長期保全計画（施設の運用段階における保全の実施内容、予定年度、概算額に係る計画）」及び「保全台帳（点検や修繕履歴等を記録する台帳）」によって構成されることを基本とし、必要に応じて、基本計画の「IV. 2. ⑤対策内容と実施時期」において記載された機能転換・用途変更、複合化・集約化、廃止・撤去、耐震化等の必要な対策を追加する。
- ・個別施設計画の策定・更新状況について、各省各庁との情報交換を行う。
- ・中長期保全計画は、5年以内毎に見直しを行うほか、大規模な修繕が行われた後その他必要があるときは見直しを行う。

管理者としての取組
・全ての個別施設計画の対象施設において、「官庁施設情報管理システム（BIMMS-N）」を活用するなどして、「中長期保全計画」及び「保全台帳」を作成し、必要に応じて、対策内容を追加することにより、個別施設計画の策定を完了する。
・策定した個別施設計画を更新する。

(5) 新技術の開発・導入

- ・建築物全般に係る点検・診断、長寿命化に資する材料・構工法等について、情報共有に努める。

管理者としての取組
・建築物全般に係る点検・診断に関する新技術が現場導入されている取組事例等を収集し、情報共有に努める。
・長寿命化に資する材料・構工法について、改修等の機会を捉えて、より一層の現場導入・普及を検討する。

(6) 予算管理

- ・個別施設計画に基づく戦略的な維持管理・更新等の推進や新技術の導入により、トータルコストの縮減、平準化を図るとともに、必要な予算の安定的な確保に向けた取組を進める。

管理者としての取組
・必要な予算の安定的な確保に努め、前述の「(4) 個別施設計画の策定・推進」の個別施設計画に基づく計画的な点検・診断、修繕・更新を実施するとともに、前述の「(5) 新技術の開発・導入」の取組を推進することで、トータルコストの縮減・平準化を図る。

(7) 体制の構築

- ・専門知識や経験の少ない保全担当者に対する情報提供や研修を行うなど、保全業務の適正化に向けた支援を総合的に推進する。

管理者としての取組
○技術者の確保・育成 ・厚生労働省が管理する全ての官庁施設で施設保全責任者を設置する。 ・前述の「(1) 点検・診断／修繕・更新等」の「○研修・講習の充実」の取組を行う。

(8) 法令等の整備

- ・該当なし。

VI. フォローアップ計画

本計画を継続し発展させるため、計画に関する進捗状況を把握し、「V. 必要施策に係る取組の方向性」の「施設毎の具体的な取組」を引き続き充実・深化させるとともに、必要に応じて本計画の改定を行う。

また、計画に関する進捗状況等について、「インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議」等において共有する。

なお、本計画の取組の進捗や、各分野における最新の取組状況等については、厚生労働省ホームページを通じて情報提供を図る。

新経済・財政再生計画 改革工程表2020

令和2年(2020年)12月18日
内閣府政策統括官(経済社会システム担当)

社会資本整備等 1. 公共投資における効率化・重点化と担い手確保

KPI第2階層	KPI第1階層	工程（取組・所管府省、実施時期）	21	22	23
<p>○措置が必要な施設の修繕率：毎年度上昇【実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる】</p>	<p>○施設の点検の実施率：分野毎に定める点検の実施期間中に100%</p>	<p>6. 効率的・効果的な老朽化対策の推進</p> <p>（予防保全型の老朽化対策への転換）</p> <p>a. インフラ長寿命化計画及び個別施設計画に基づくインフラの定期的な点検・診断、必要な修繕等の実施によりメンテナンスのPDCAサイクル（メンテナンスサイクル）を確立・実行し、予防保全型の老朽化対策へ早期に転換する。また、関係省庁は、毎年度、地方公共団体を含めたその実行状況を把握・公表、データの蓄積・活用により、必要な支援を行う。《関係省庁》</p>	→		
<p>○総合管理計画において効率化の効果を含めたインフラ維持管理・更新費見通しを公表した累積地方自治体数：毎年度増加【実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる】</p>	<p>○インフラ所管省による効率化の効果を含めたインフラ維持管理・更新費見通しの公表：2020年度末までに100%</p>	<p>7. インフラ維持管理・更新費見通しの公表</p> <p>（総合管理計画）</p> <p>a. 公共施設等総合管理計画の主たる内容をまとめた一覧表において、効率化の効果を含めたインフラ維持管理・更新費見通しを見える化し、随時情報を更新するとともに、地方自治体が個別施設計画の内容を踏まえて維持管理・更新費見通しの見直しを行うように促す。《総務省》</p> <p>（学校施設、社会教育施設、文化施設、スポーツ施設、水道、福祉施設、医療施設、農業水利施設、農道、農業集落排水施設、林道施設、治山施設、地すべり防止施設、漁港施設、漁場の施設、漁業集落環境施設、道路（橋梁）、道路（トンネル）、河川、ダム、砂防、海岸、下水道、港湾、空港、鉄道、自動車道、航路標識、公園、公営住宅、官庁施設、一般廃棄物処理施設）</p> <p>a. 2020年度末までに効率化の効果を含めたインフラ維持管理・更新費見通しを公表する（一部公表済み）。《関係省庁》</p> <p>b. 地方自治体による効率化の効果を含めたインフラ維持管理・更新費見通しの公表に向け、2021年度までに標準的な算定方法や先進事例を示すなどの支援を行う。《関係省庁》</p>	→		→

社会資本整備等 1. 公共投資における効率化・重点化と担い手確保

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程（取組・所管府省、実施時期）	21	22	23
<p>○施設の集約化・複合化等の計画数・実施数：進捗状況をモニターする〔実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる〕</p>	<p>○個別施設計画の策定率：2020年度末までに100%</p> <p>○総合管理計画の見直し策定率：2021年度末までに100%</p>	<p>8. 総合管理計画・個別施設計画の策定支援</p> <p>a. 個別施設計画の策定が遅れている分野については、原因の分析を行った上で、2020年度末策定に向けた支援を引き続き行う。《関係省庁》</p> <p>b. 2020年度末までに策定予定の個別施設計画の内容充実・更新を行う。《関係省庁》</p> <p>c. 2021年度末までの総合管理計画の見直しに向け、地方自治体に対し、見直しに当たっての留意点等を改めて周知するとともに、新たな支援策を講じる。《総務省》</p> <p>d. 地域における施設の集約化・複合化が進む取組に対する支援を2021年度までに実施する。《関係省庁》</p>	→	→	→
		<p>9. 総合管理計画・個別施設計画の見える化・横展開</p> <p>（総合管理計画）</p> <p>a. 公共施設等総合管理計画の主たる内容をまとめた一覧表について、見える化の内容の更なる充実を図ることにより、総合管理計画の充実や計画の実行を推進する。《総務省》</p> <p>（学校施設、社会教育施設、文化施設、スポーツ施設、水道、福祉施設、医療施設、農業水利施設、農道、農業集落排水施設、林道施設、治山施設、地すべり防止施設、漁港施設、漁場の施設、漁業集落環境施設、道路（橋梁）、道路（トンネル）、河川、ダム、砂防、海岸、下水道、港湾、空港、鉄道、自動車道、航路標識、公園、公営住宅、一般廃棄物処理施設）</p> <p>a. 2020年度までに公表する個別施設計画の主たる内容をまとめた一覧表について、その見える化の内容の充実を図るとともに、先進・優良事例の横展開等により、個別施設計画の策定・充実、計画の実行を推進する。《関係省庁》</p> <p>※見える化の内容としては、原則、施設数、施設の老朽化状況（供用年数、健全性）、計画の策定年度・公表の有無・計画期間、維持管理・更新の方針などとし、施設毎の特性に応じて、各省庁において適切に判断する。</p> <p>（総合管理計画・個別施設計画の策定状況）</p> <p>a. 総合管理計画及び全ての個別施設計画の策定状況を記載した一覧表について、情報を更新する。《内閣官房、関係省庁》</p>	→	→	→